

平成24年12月第15回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成24年12月17日第15回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子  | 2 番 | 高野孝一  |
| 3 番 | 熊田芳子  | 4 番 | 小野一雄  |
| 5 番 | 佐藤正司  | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行  |
| 9 番 | 鈴木邦昭  | 10番 | 渡邊健一  |
| 11番 | 四宮規彦  | 12番 | 高野進   |
| 13番 | 熊澤勇   | 14番 | 佐藤アヤ  |
| 16番 | 鞠子幸則  | 17番 | 佐藤實   |
| 18番 | 安細隆之  |     |       |

○ 不応招議員（1名）

- 15番 島田金一

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長 復 興 ま ち づ くり 課 長	酒 井 庄 市  高 橋 伸 幸	都 市 建 設 課 長  上 下 水 道 課 長	日 下 初 夫  作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事 兼 庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

## 議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に議員各位並びに傍聴者の皆様にご連絡をいたします。本日の会議は、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、15番、島田金一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、16番 鞠子幸則議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

3つ質問をいたします。

1つ目、今後の行政拠点となる公共ゾーン内への施設完成時期はいつかでございます。

公共ゾーンには現在仮設住宅が設置されておりますが、5施設、いわゆる役場庁舎、保健福祉センター、学校給食センター、町民会館、町民体育館の建設が第4次総合発展計画に盛り込まれています。特に防災拠点施設にもなる役場庁舎の建設がいつになるか。また、これが今後の町を形成する上で大きな影響を与えることが考えられます。そこで、役場庁舎を含め、この5施設がいつごろ完成されるのかをお伺いいたします。

質問の目的は、公共ゾーンは新しい行政拠点であり、全町をサービスエリアとする拠点的な公共施設と位置づけられております。今後、住民が住居を構える、あるいは商業店舗、事業所を展開する上で重要な決定要因になります。また、防災拠点施設と申し上げましたけれども、保健福祉センターは救急救護センター、学校給食センターは災害時の炊き出し、調理の場として機能します。ちなみに、先だって、昨年の震災のときに小中学校等に避難した方々は最大6,700名、細かく言いますと6,698名でございます。学校給食センターの能力は3,000食超の能力がございます。すると、1日に2回の炊き出しは十分可能になります。炊き出しの際の要員、手伝いの方々ですが、ほかの災害にも振り向けることができると考えます。そこで、まさしく五つの施設はライフラインそのものです。今、復旧・復興の途上にありますけれども、この施設計画もまた急務であると私は考えます。そこで、せめて完成時期のめどをお示しいただきたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

今後、新しい行政拠点となる公共ゾーンにつきましては、今回の東日本大震災を踏まえて、災害時を考慮した機能強化が望まれる公益的施設等を一体的に整備し、今後、津波が発生した場合においても中心市街地の都市機能を維持するための拠点となる公共ゾーンを整備してまいりたいと考えております。

高野議員のご質問にありますように、第4次の亘理町総合発展計画におきまして五つの施設を整備する計画ということで登載をさせていただいております。

それぞれの公共施設の整備内容と建設時期を含めた建設計画については、平成22

年3月に小野一雄議員さんから一般質問の際に施設整備の緊急度と複合施設の可能性、さらには財源力を勘案し、優先順位といたしましては、保健福祉センター、役場庁舎、学校給食センター、そして、町民会館、さらには、町民体育館という順で整備を進めてまいりたいということで答弁をいたしておるところでございます。

現在の公共ゾーン仮設住宅の状況、さらには町全体の災害後の状況を勘案し、冒頭でお話しいたしました本町での災害時を考慮した機能強化、今後、津波が発生した場合においても中心市街地の都市機能を維持することを重点に置きまして、やはり、役場庁舎、そして、保健福祉センター、さらには、学校給食センターを優先的に検討し、町民会館、そして、町民体育館については、3施設の建設後に建設時期を含め検討してさらに整備してまいりたいと考えております。

役場庁舎の整備に関する財政措置については、亙理町では総務省に対しまして要望しております。前川端総務大臣が亙理町に来町された際にも、ぜひ、役場庁舎の建設についてをお願いを申し上げておったところでございます。そうした中で、ことしの7月6日に前川端総務大臣の閣議後の記者会見を行った際の内容の趣旨についてご説明いたしますと、「庁舎の復旧・整備については、全額ではないが、一部震災復興特別交付税の対象となる」旨の発言をされておりますが、総務省におきましては、このことに関する通達のような文書等はまだ、亙理町を始め被災された市町村に対しまして通知されておらないところでございます。

今後、この内容の方針が決定し通達が通知された際に、役場庁舎建設について時期を含め検討してまいりたいと考えておりますが、本町といたしましては、政府の動向を見きわめながら、役場庁舎を含め、先ほど申し上げました3つの公共施設の建設時期を検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 検討するというところでございますが、いろいろいきさつがこれからもあるだろうと思います。せめて、町長の希望時期ですね。いわゆるいつごろだといいなとか、そういうこと、ございませんか。それをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、ご案内のとおり、公共ゾーンそのものの面積については12.6ヘクタール用地を取得しているわけでございますけれども、今回の3・11東日本大震災によりまして、仮設の建設を行ったわけでございます。現在、約550世帯ぐ

らい入っておる状況でありますので、やはり、この仮設住宅の退去後とかその辺との調整をしながら、まだまだ、現在、仮設住宅の南側に確保される用地がございますので、その辺を含めながら、やはり仮設住宅に入っている方々に対しまして、我々の災害公営住宅とか防災集団移転の問題解決しない前に役場庁舎そのものの建設がいかげなものともしいう考え方もございますので、その辺の内容、すなわち、公営住宅の建設が始まり、いつころになったら仮設の方々が入居できるという見通しが立った時点で、仮設住宅に入っている方々との調整をしながら建設に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 仮設住宅今ありますので、当然ごもっともだと思います。それらを見据えて、いわゆる、それから計画するのではなく、今からいつころが仮設がなくなる、撤去される、そういうことを踏まえて考えていかれることを望みます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） もしできれば、要するに、建設は若干おくれても、実施設計等、現時点におきましては、役場庁舎と保健福祉センター、そのものについても総合的に考えるという位置づけに考えておりますので、実施設計等々については、早目に実施設計をしてまいりたい。そのためには議員の方々のご理解をぜひお願いしたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） ただいま実施設計云々という言葉が出てまいりました。第4次総合発展計画、震災前にできたわけですけれども、実施計画、ことし9月に私どもに配付されました。その中に公共ゾーン整備計画で平成26年度実施設計業務、再配置計画等事業費2,000万円という一応予算ではないですが、金額が組み込まれております。そのころには恐らく出てくるのであろうというふうに期待はしますし、先ほど申し述べましたように、新しくうちを構える、事業をするときに、どの辺に置こうか、どうしてもやはり公共ゾーンが中心になって考えるだろうというふうに思うわけですから、平成26年度、せめてそのときに事業費、先ほど申し上げましたように、ありますので、そのときにはある程度の設計を出されることをしてほしいと、要望とか意見、要望じゃないんですけれども、ほしいという強い意見でございますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 設計業務そのものについては、できれば平成25年度の交付金事業の中で申請をし、それに基づきまして設計をしてまいりたい。と申しますのは、やはり、第4次の総合発展計画そのものについては平成18年度に策定いたしましたので、それを基本にして、やはり、役場庁舎、保健福祉センター等についての実施設計等を早くやりたいと思っています。ご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） この質問はこれで終わります。

2つ目に入ります。

J R 亶理駅の跨線橋にエレベーターの設置をしてはどうかということでございますが、平成25年、来年4月からJ R 亶理駅から浜吉田までの再開が予定されております。その再開に合わせて、間もなくですけれども、亶理駅の上りホーム、それと下りホームを結ぶ跨線橋、階段、バリアフリーに対応するためのエレベーターの設置をJ R 東日本に働きかけてはどうか、ということでございます。

現在、亶理駅の上り線をその場合に使用することが予定されております。現在は使用されておられません。浜吉田駅は下り線、ホームの西、1番線のみ使用の予定というふうにJ R から伺っております。浜吉田駅は跨線橋を使用する予定はない。したがって、亶理駅ということに限定させていただきます。

なお、この質問は、今年の震災前、3月にも同様の質問をしておりますとき、町長からの答弁は、企画財政課の方がお話しされたわけですが、1億8,000万円ぐらいかかるであろう。今後とも前向きに検討しながら要望活動を展開したいということでした。

述べている理由は、要するに、跨線橋の上りおり、非常に足腰弱い方がおりまして、これからも高齢化進むわけですが、非常に上りおりが苦痛だということ。現に、今は使っていないんですね。亶理でとまりますけれども、逢隈駅でおりて、タクシーで亶理まで来るという方は1人のみではありません、伺っております。今度はキャリーバックなどもそうですけれども、我々もキャリーバックを持ってくるわけですね。そうすると片方に物を持って階段上って、危なくていけない。そんな感じもしないではありません。それについて町長はどのように考えるか。エレベーター設置をしてほしいということですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 初めに、亶理駅の現状について申し上げたいと思います。ご案内のとおり、東日本大震災前の亶理駅は旅客列車が発着する上下線及び貨物列車が使用する中線の3本の線路で営業していましたが、昨年の大震災以降は、亶理駅で折り返し運転を行うため中線までホームを拡幅し、暫定的に中線を使用して亶理駅まで折り返し運転をしておる。ということは、上下線、中に貨物線、3線路があったんですけれども、今回の震災によって中線の貨物線まで、南側と中線までの二つを広げまして一緒にしているということでございます。

そういう中で、浜吉田駅から亶理駅間の復旧に向けて、J R東日本では浜吉田駅の折り返し設備、そして軌道、電車線、信号保安装置など復旧工事を行っており、来年春の開通予定で浜吉田駅の折り返し運転を進めていることをJ R東日本よりお聞きをいたしておるところでございます。

来年以降の浜吉田駅までの折り返し運転が行われる際の亶理駅の現状についてJ R東日本にお尋ねしたところ、現状どおり、上り、いわゆる東側のホームは使用せず、中線を利用した張り出し型のホームの形態で運転することと、浜吉田駅については、下り、いわゆる西側のホームのみで折り返し運転を行い、中線、上り東側ホームは使用しない形態で行うことと伺っており、亶理駅、浜吉田駅の上り東側のホームは使用しないと伺っておるところでございます。

当面は、両駅とも跨線橋は使用しない形態の運行方法をとるようでありまして、ご質問のエレベーターの設置については、J R側では常磐線の全線開通を最重要課題と考えており、全線開通後の上下ホーム使用の際に協議したいと考えているようでございます。しかしながら、町といたしましては、平成23年の3月議会の高野議員さんからの同様の一般質問の回答でご説明したように、浜吉田駅から亶理駅の運転再開後、引き続き、J R東日本に対しまして交通施設のバリアフリー化に関する補助制度を活用した整備について協議を重ね、J Rに補助制度確保のため、要望活動をさらに強く続けてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 浜吉田までの開通は、確認しますと、開通する場合には、いわゆる亶理駅の中線、ということは、階段、跨線橋は使わないということ、ということであれば当面エレベーターは必要ないだろうというふうになる。常磐線、これの全線



開通時に考えるというか、それまでに J R 東日本に強く働きかけたいということで、今の町長の確認をしながら、せめて、参考までに、いわゆるバリアフリー駅、これの基準なんです、ご存じと思いますが、昨年、2011年3月に乗降客いわゆる1日5,000人以上という一つの基準、目安がございました。昨年の3月まで。それ以降、基本方針が変わりました。4月からです。3,000人以上に拡大されたということで、いわゆるバリアフリー化がしやすくなったということをお願いしたいと思っております。現に亘理町の1日の乗りおり客は片方で2,000人、朝ですね。全体で、朝・夕ですね。これで約4,500人なんです。したがって、3,000人超ということは十分クリアしているということを念頭に置いて強く働きかけていただきたいということ。

2つ目、お金の問題だと思うんですね。J R 負担してくれとか。これはご存じのように、3分の1ルールというのは今も生きているはずなんです。そうすると、最大限、昨年、回答されました1億8,000万円、私の調べではそうじゃないんですね。七、八千万円でできるだろうというふうになっております。震災後ですから、今は高いかもしれません。そういうことで、3分の1は町で持つんだと。最大限1億8,000万円の3分の1は6,000万円です、見積もりとればもっと安くなると思っております。それらも入れて、その金はどこから持ってくるかということ、これは今のことではありませんけれども、財政調整基金の残高は、今回、補正予算が済みますと、約、残りが29億1,000万円ぐらいございます。ぜひ、それらを活用していただきたいというふうに私は思います。これについていかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申されたとおり、乗降客、最初は5,000人以上という数字だったわけですが、現在3,000人、そこで、震災前におきましては約乗降客が4,400ということで、なかなかこのバリアフリー化ができないということでしたが、現在、南相馬からも代行バスが来ているということから、約5,200人ということの乗降客になっておるということでございます。それらも強調しながら J R に対してもお願いをしておるということでございます。そういう中で、負担割合でございますけれども、高野議員さんが言われたように、国が3分の1、町が3分の1、そして、鉄道事業者、すなわち J R が3分の1ということで、今後のバリアフリー化に向けた取り組みをしてまいりたいと。

しかし、前に企画課長が説明した1億8,000万円、果たして、現在の跨線橋そのものでバリアフリー化がいいのかどうか。あれも老朽化が甚だしいのか。それらを含めると、先ほどの1億8,000万円の3分の1になる。これについては、やはりJRさんの専門的な設計書、仕様書ということが大事ではなかろうかと思っています。それを踏まえまして、先ほど申し上げましたとおり全線開通そのものについては、ご案内のとおり、浜吉田までは来年の3月、ダイヤ改正までできますけれども、それ以降の浜吉田から山下駅、坂元駅、その後については、ルート変更がなされており、新聞報道によりますと、5年は最低かかるということでございます。その期間中にでも、いろいろと浜吉田、亘理駅、そして、逢隈駅等々のいろいろ協議を重ね、一般乗降客がふえるようなバリアフリー化に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 当面エレベーターは用なしということになりますけれども、先々、先ほど町長が申されたように、JR側に働きかけていきたいということで。それから、1億8,000万円云々については、見積もり、その近くになったら、取ればわかるわけで、まあできるだけたたくとかね。せめて、シンドラ社だけは除外していただくありがたいなと思ひまして3点目に入ります。

3つ目ですね。放射能から町民の命と、生命ですが、生活を守るために「脱原発宣言」をとということでございます。

福島原子力発電所の事故により原発が立地している自治体及び周辺自治体の住民はもとより当町も放射能に汚染されました。放射能関連で次の3点を質問いたします。

1点目、人間・食物、食べ物の意味です。もし直っていなければ訂正してください。人間・食物等に対し原発事故による放射能汚染の影響をどう思うかでございます。今まで、町として空間放射線量のメッシュ調査、講演会の開催、あぶくま公園の除染作業、そして今、日々、各地の空間放射線量の測定等をやっております。0.23マイクロシーベルト以下だから大丈夫、ひとまず安心とかではなくて、いわゆる、さきほど申し上げましたように、人間・食べ物等に対して放射能汚染の影響をどう思うかということでご答弁願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 本町の原発事故による放射能汚染の影響については、これまでも町民に対しまして広報等でご報告をしておるところでございます。1つ目は、あぶくま公園の空間放射線量が0.23マイクロシーベルト以上となったことから、環境大臣の汚染状況重点調査地域の指定を受け、亙理町除染実施計画を策定いたしまして、あぶくま公園の除染を実施した結果、地表から50センチの地点での空間放射線量平均、除染前で0.46マイクロシーベルトが、除染後は0.10マイクロシーベルトに低減をしたということをまずもってご報告いたします。

また、あわせまして、町内全域の大気中の空間放射線量メッシュ調査、これについては測定地点638カ所を実施した結果、空間線量の最高値は0.22マイクロシーベルト、最小値は0.04マイクロシーベルトということで、町内の平均値は0.12マイクロシーベルトでありました。特に学校及び公共施設等の測定では、サニータウン1号公園並びに稲荷山農村公園が0.23マイクロシーベルト以上となったことから、11月中旬に2つの公園の詳細メッシュ調査を実施した結果、2公園とも0.23マイクロシーベルト未満の結果になったということでございます。そういうことから、除染の必要がなくなったということでございます。

次に、食品の放射能汚染でございますけれども、これについてはご案内のとおり、漁業者も大変苦勞しておりますけれども、魚の種類で申し上げますと、ヒラメ、アイナメ、クロダイ、スズキ、マダラ、そして、ヒガンフグなどから国の基準値を超えるセシウムが検出されたため、残念でございますけれども、出荷停止となっております。さらには、町民持ち込みの食品測定では、天然のキノコ等が基準値を超えるセシウムを検出しておるようで、今後、長期にわたって国の基準値を下回るのは難しいと言われており、また、米につきましては、関係機関のセシウムに対する研究によりまして、春先に水田にカリウムを散布するなどした結果、平成24年産亙理米は、昨年に引き続き基準値を下回っており安全であるということが確認されております。

本町は、食についてはまだまだ不安材料があるものの、町内の空間放射線量メッシュ調査結果では、あぶくま公園以外に除染対象施設もなかったことから、大きく健康を心配するほどの汚染を免れたのではなかろうかと一応安堵しておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 基準値云々とか数値的なことを伺いました。不安はあるけれども、安堵しているという。私、お伺いしたいのは、基準値以下だから問題ではないとかじゃなくて、根源的に悪影響ではないですかということをお伺いします。放射能、食べ物、人間に対して影響はということで、悪影響はないですかということです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） いろいろと食品に伴います放射線量に伴いまして悪影響はないのかということでございますけれども、これらについては、町のほうといたしましても、それらの専門の先生方を呼んで講演会をやっておるわけでございますけれども、特に現時点では放射線量による悪影響というか、悪という若干影響はある。これは私も専門家ではございませんのでわかりませんが、そういう内容で新聞あるいはテレビ等でもお話しされておるわけでございますけれども、これらについては、やはり先ほど申し上げたとおり、これらの放射線量が出たことに伴います住民の不安、そのものについては悪影響というか、そういう放射線に対しますいろいろな問題が提起されたということで町民の方々も不安を抱えておるということで、これは悪影響かなと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 2点目に入ります。

東京電力に対して、放射能汚染に係る損害賠償請求金額とその内容を伺いたしたいと思います。たしか、ことしの3月定例会での答弁では、昨年11月までの経費請求金額、第1回目として56万6,738円を請求していると伺っております。内訳は、放射性物質測定のための検体搬出測定器、それに浄水汚泥放射性物質測定委託料などでございます。2回目はことしの3月末を予定している。要するに、ことしの3月定例会で3月末を予定していると答弁されている。したがって、この2回目の損害賠償請求金額と内容をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 除染費用や空間放射線量詳細メッシュ調査業務の費用、さらには、食品放射能の測定室に関する経費のほとんどが補助対象となりますので、6月の、今お話のとおり、一般質問でお答えしたとおり、現在の請求額については56万6,738円となっております。今後、補助対象経費として認められないものについて

精査し、やはり、亙理町だけでなく、県並びに県内33市町村ございますけれども、お互いに連携しながら損害の賠償の請求を取りまとめしながら、東京電力に損害賠償請求をしていきたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ことし3月の定例会での答弁は、3月末までに第2回目ということでございますが、まだしていないというふうな理解をしたのですが、よろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 総務課長のほうで答弁、担当のほうで。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） ただいま、町長がおっしゃったとおり、ことしの3月に2回目の請求をやるということでございましたが、今町長が答えたとおり、1回目の金額に対して、2回目の3月の請求については請求金額がないということで請求はしませんでした。ただ、どこの市町村も県内については、1回目の請求に対して東京電力のほうから正式な請求に対しての対応というものが非常に後手後手になっておりまして、正解な答えがされておられません。ということから、今現在も損害賠償請求については、産業分野以外は、各自治体の被害額については個々にやっている状況でございまして、県が全体的にまだ取りまとめている状況ではございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） すると、第1回目の56万何がしというのはまだ入金もされていないということになりますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） はい、そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 国・県で持っていただけるかどうか、わからない、まだ決まっていないということでございますが、水田の稲作農家への、例えば塩化カリウムを配布しております。それから、放射能対策室の設置、管理、これらの管理もでございます。国なら国、県なら県でいいですけども、その辺どうですか。この問題だけで結構です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） ことしの春に、2,750ヘクタールにつきまして放射線の除塩ということで、塩化カリウムの散布をしております。予算計上につきましては3,200万円相当の予算をとっております、それは全部国のほうから県を通して来るようになっております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 放射能対策室設置運営……。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 放射能対策室関係の経費につきましては、もちろん、人件費につきましては緊急雇用対策のほうで全額100%補助をもらっております。それから、検査室関係の運営経費でございますが、現在242万4,494円、経費を、今後の支出も見込んでおりますけれども、その中で、消費者庁の行政補助金が150万円、その中に内示をいただいておりますので、光熱水費等々で、今回、最終的に東京電力の賠償額については、金額にしまして92万4,494円を県のほうの賠償の申請をしてくださいというふうな指示があれば、この金額を東京電力のほうに今後請求していきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 県からの指示があればということだったんですが、それでよろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在、東京電力と県が各県内の市町村を仲介という形で、県のほうでも損害賠償がございますので、まず明解な回答をいただかないと、2回、3回、続けても請求倒れになる可能性もありますので、県のほうではまだ請求してくださいということではないので、各自治体は請求をいつの段階でやるかということで見合わせている状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 92万4,494円ということで、県からの指示待ちといたしますか、それだということ。ひとつお伺いしたいんですが、昨年、JAみやぎ互理で購入しました放射能汚染物質検査機器の導入経費、トータルで315万円ございます。その中で、町からの補助が40万円なんですね。これは請求に該当するのではないかなと、ちょ

っと端的ですけれども、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） たしかに昨年度、機器を導入しております。40万円につきましては、先ほど総務課長が答弁しました請求額に入っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 3 点目に入ります。

町民、県、国民でも結構です。の生命と生活を守るために、当町として「脱原発」を宣言してはどうかということでございます。私は、昨年、6月、12月、ことしの3、6、9、今回もそうですけれども、定例会で放射能に関する質問をしてみました。先ほどの答弁もございましたが、町内の汚染状況はどうなのか、水道水は安全かとか、何マイクロシーベルトとか、いろいろございます。現状と問題点の質問であります。これといった打開策、抜本策はないと私は見ております。都度、回答はいただきましたけれども、問題は、原発があり、そして事故がありで行き着くところは原発の存在そのものであると私は考えます。これらのいきさつ、経緯から、再度、町民の命と生活を守るために、再度、当町として「脱原発」を宣言してはどうかという提言、発言をいたします。町長の考えをお伺いしたいと思いません。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 国は国策として原子力政策による原発エネルギーを現在まで推進してきたわけですが、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故が甚大な被害をこうむり、放射能の汚染の恐怖と、さらには町民に苦しみを与え、不安を与えた。それから1年9ヶ月経過しておるものの、まだまだ線量が高く、そして、除染も進まない状況にあるということで、帰宅もできないということで、福島県の皆さんには本当に心からお見舞いを申し上げたいと思っておるところでございます。

また、ご案内のとおり、先ほど来お話の、農業、漁業におきましても多大なる被害をこうむり、いまだ風評被害が続いておるということでございます。

このような状況の中、原発の問題に関しましては、やはり国及び関係機関等が安全を確認するためさまざまな検討、研究を現在重ねておるわけでございます。

町といたしましては、脱原発宣言をとということでございますけれども、今後、やはり、国のエネルギー政策の対応を注視しながら、近隣市町の動向を見ながら慎重に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 11月22日だったと思います。1カ月ほど前、女川原発を見てまいりました。中に入るのに当然チェックがございます、テロ対策とか。同じ方が案内するにもかかわらず、3カ所かと思いますが、厳重なチェック、異常な対応だと私は見てまいりました。原発はいかに危険な施設なのかというふうな私なりの印象でございました。

町長は、先ほど福島県の方々は県内外合わせて約16万人が避難していると伺っております。いまだ戻るめどはございません。

質問の結びのほうになります。大熊町は5年後も戻れない。無人の商店街のアーケードは「原子力 明るい未来のエネルギー」。人っ子だれもいないんですね。あすを殺すエネルギーではないかと私は思います。

次に、全国農業協同組合中央会、これが10月に中央会で決議されました。「脱原発」ということでございます。原子力規制委員会で、今月の13日、放射性物質の拡散の予測を発表しております。県内で対象人口は約22万3,000人、南三陸、女川、石巻、仙台は50キロメートルでございますが、対応策をつくる予定と伺っております。

そこで亙理町は、福島原発、それから女川の原発から約70キロメートルであります。対岸の火災と見るわけにはいかない。再度、申し上げますけれども、これは人間の尊厳にかかわる問題であります。10月22日でしたか、公共ゾーン、仮設住宅で議会懇談会、その中で、「原発、何とかしてけろや。漁師、困ってるんだ」と、そういう話もございます。ぜひ、町長、もう一度、何度も言うわけにはいきませんが、国・県の対応を待つというんじゃなくて、町長の考え方をお知らせいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 昨日行われた衆議院総選挙につきましても、各党の中で、脱原発、即原発廃止、さらには、原発を20年あるいは10年後になくす、ゼロにするんだということでございます。しかし、その対策といたしましては、やはり、再生エネルギー



一、すなわち風力、火力、水力、そして太陽光発電等々の再構築がなされなければ、即あるいはすぐ、原子力エネルギーをとめることによって日本経済に与える影響あるいは日本国民に対する電気料の値上げ等々もいろいろ考えられると思うんです。そういう日本経済、社会経済、そういう全体的な内容を、これから国のほうでも、規制委員会等々でもいろいろと現在検討しておるわけでございます。

そういう中で、先ほどお話ししました女川原発、原発の30キロ以内の市町村については、原発の再稼働するためのマニュアルをつくるということで、先日、新聞にも上がっておりましたけれども、仙台も入るわけですが、一部。そして、美里町とか涌谷町も入るということで、それらについても首長さんたちがいろいろと苦慮しているようでございます。おかげさんで亘理町につきましては、女川、そして、福島第一原発について、ちょうど70キロに、中心にあるということから、笑い事ではございませんけれども、今後はやはり原発を将来的にはなくす方向で国のほうで施策をすべきではなかろうかと。そのためには、やはり再生エネルギーの構築を最も早く打ち出さなければならないのかなと思っておるところでございます。そういうこととか、今亘理町そのものについて、すぐ、県並びに隣接市町村との兼ね合いを見ながら、その時期になったら宣言も可能かなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 以上をもって質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして3項目質問いたします。

まず、1項目、子ども・子育て支援関連3法の成立を受けて、亘理町としての取り組みについて質問いたします。

社会保障と税の一体改革の一環として、さきの通常国会では認定子ども園拡充などを柱とする子ども・子育て関連3法が成立いたしました。そして、3法の趣旨は言うまでもなく、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。この新制度が本格的に動き出すのが、早ければ平成27年

度からと聞いております。平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業、これが行われることとなっております。

亙理町としましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていくべきと考えます。そこで、4点質問いたします。

まず1点目、地方版子ども・子育て会議の設置について質問いたします。

ニュース等で既に確認をされていると思いますけれども、国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において、地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化ということになっておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、我が亙理町においても極めて重要なことではないかと思えます。亙理町においても、この子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要だと考えますけれども、亙理町では、幸いにも平成18年3月に亙理町子ども未来ネットワーク協議会、これを設置しております。その協議会を活用するか、または機能を大幅に拡充して対応する新制度のための専門部会設置といったことを検討することについて、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

鈴木議員さんの①と②、一本で、関連があるというような内容でご質問あったわけですので、一括で答弁いたします。

ご案内のとおり、平成27年度から本格施行となる子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議が市町村の設置努力義務として示されたところでございます。この第77条第1項の規定については、平成25年4月からの施行で、人選に当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるように留意するようということでございます。具体的には、実際に子育て

てを行っておる親、そして、子育て支援をしている方、さらには保育に携わっている現場の保育士等を選任するよう国より助言をいただいております。

本町では、平成18年度から子どもと親が安心して自信を持って生きていける地域づくりを目指すことを目的として、児童福祉関係、そして、保育医療関係、警察司法関係、さらには教育関係、住民団体、行政機関の関係を構成員として、亘理町子ども未来ネットワーク協議会を設置しておるところでございます。

協議会には、児童福祉関連機関の児童虐待対策の連絡会である要保護児童対策部会と子育て支援事業を主に考える親育ち子育て支援部会があります。部会には子育てしている親や現役の保育士が構成メンバーとして参加しており、今何が必要か、子育ての現場の声を直接取り入れながら各種事業に取り組んでおります。

子ども・子育て会議の内容を考えますと、この協議会の実施内容に合致するものと考えられますので、平成27年度の本格施行を前に25年度、26年度の準備期間にはこの亘理町子ども未来ネットワーク協議会並びに専門部会として設置されております親育ち子育て部会を活用しながら体制整備に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。まず、子育て関連3法の成立の今後ですけれども、子育て予算が1兆円超、国では増額させるということをおっしゃっておりますので、ぜひ、亘理町はこの財源を活用して、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ認定子ども園とか、また、待機児童の解消に向けて、亘理町の待機児童は約60名ぐらいと私聞いておりましたけれども、この待機児童の解消に向けてさまざまな角度から実施できる子育て支援策の実施主体。これは亘理町でありますけれども、この町の主体性というものが問われると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2点目に入ります。

亘理町としての事業計画の検討について、質問いたします。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないということになっております。事業計画の期間は、先ほどもお話しが出たかもしれませんが、5年となります。この事業計画の策定に当たっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し把握することが

求められる。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年半ばまでに策定するためには、平成25年の予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが、これが必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご質問のとおり、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援法において、平成27年度から5カ年間で実施する子ども・子育て支援実施計画を策定することが示されております。これは平成17年度から住民ニーズに対応した児童福祉サービスが提供できるよう策定された次世代育成行動支援計画が、前期と後期合わせ10カ年間の実施期間が平成26年度で終わることに伴い、より今の子育て家庭のニーズに適した計画が必要であるために自治体における新たな子育て支援の事業計画の策定が盛り込まれたものと考えております。

本町では、次世代育成行動支援計画の前期計画並びに後期計画策定時にはそれぞれ予算を計上し、住民のニーズ調査を実施させていただいたところであり、計画策定に当たり、これまでのデータや他の自治体のデータを参考にさせていただくことがあります。東日本大震災により本町の児童福祉サービスの現状並びに住民ニーズは大きく変化しておるものと思っております。子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たっては、これまでのように住民ニーズ調査は必要不可欠と考えられますので、ただいまお話のとおり、予算計上させていただき、そして、取り組んでまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 計画をするということですから、これは的を外した計画であっては、これは予算を効果的に活用することはできないと私は思いますので、ぜひ子育て関連3法の成立で、子育て予算1兆円超が国で用意すると、こう言っているわけですから、しっかり計画を立てて、そしてまた、経費を計上して、待機児童ゼロというように目指していただきたいと、このように思います。

続きまして3点目に入ります。

亘理町における実施体制について、まず、準備組織の設置について伺います。新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など関係する方々の連絡のもとで、かなり膨大な準備が必要と思われれます。新たな制度への円滑な移行を目指し、亘理町においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきと考えますが、町長の見解

を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 新制度におきましては、子育て支援事業等の充実とともに、関連業務の体制整備が見込まれております。具体的には、現在、保育所関連業務については、ご案内のとおり、国では厚生労働省、町では福祉課になっております。幼稚園関連そのものについては、国では、ご案内のとおり、文部科学省、町では教育委員会の学務課がというように、省庁間の違いで担当課も分かれておるといことでございます。

しかし、新制度施行とともに、国では子どもに関する業務を内閣府に統合する予定になっておりますので、例えば省庁で分かれていた保育所運営費や幼稚園就学奨励補助金等の業務も内閣府に統合されると思っております。

現在、国では法整備に伴う業務内容について、県と調整を行っており、町では子育て関連業務内容の変更に伴う組織体制の変更が必要になってくるものと思われまので、新制度施行に際しまして万全に対処できるよう取り組みたいと思っておりますので、新制度施行に際しまして万全に対処できるよう取り組みたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これは本当はかなり膨大な準備が必要と思われまます。大変かもしれませんが、これはまた、やはり子供たちのことを思ってやっていただきたいなど、このように思います。本格施行時には、新制度を一元的に管轄できる体制整備する、これは必要になるかと思ひます。準備組織が本格施行のときに役割を担うようにしていくのが理想的かなと思ひます。

4 点目に入ります。

亘理町における利用者への支援について伺ひます。新たな制度への移行に向け、利用者の中には具体的にどのような制度をとるのか。また、保育料はどうなるのか。こういった不安の声が数多く寄せられるのではないかと、このように思ひます。利用者に対して新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点など身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えることが必要かと思ひます。

例えば横浜市では、保育コンシェルジュという事業を立ち上げておひます。私も、これはちょっと資料をいただいたのですが、こういったものを出しておひまして、

その中に、すべての区に2人から3人配置しているようです。利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供、これを行っているということです。横浜のこの保育コンシェルジュを横浜市全区に配置しましたという、これがございました。それぞれの区でこういう形でやっているようでございます。

それからまた、千葉県松戸市では、これも資料をいただきましたけれども、地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターというものを配置して、利用者に対して地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談を受け付けていると、こういうことでもございました。こういうものを作成して、資料がございました。

こういったものを互理町でもぜひやっていけばと私は思っております。このような取り組みも、やはり来年度からやると町長の今の答弁いただきましたので、ぜひ子供たちのために実施していただきたいと、このように思います。

それでは、2項目目に入ります。

市民後見人の育成について質問いたします。

成年後見制度は、認知症の高齢者や精神・知的の障害により判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないよう家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらうという制度でございます。この制度は平成12年度からスタートしましたが、この制度を知らない方、また、後見人となる家族がいない、また、申し立ての費用や報酬の支払いなど金銭的な問題もあるようです。

そこで、利用促進のための広報普及活動、申し立ての経費等の助成を行う成年後見制度利用支援事業が創設されましたが、初めはこの支援事業を導入する自治体が少なかったということもございます。また、この制度を利用すると公職選挙法での規定で選挙権が失われる場合があるという問題があるようです。選挙権剥奪は基本的人権の不当な制約として、各地で選挙権を認めるよう求める訴訟が提起されております。

このような課題の対応の1つとして、介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律が昨年6月可決成立し、本年4月1日に施行されました。今回の改正により、老人福祉法第32条の2、後見に係る体制の整備等が創設され、市町村は、後見・補佐・補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用

を図るために必要な措置を講じるよう努めることとされましたが、亘理町でも市民後見人の育成を図るべきと考えますが、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 鈴木議員もご承知のとおり、成年後見人制度については、今お話のとおり、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、さらには、精神障害者の方々にかわりまして財産管理や契約等の法律行為や身上監護、すなわち福祉サービス利用や医療・福祉施設の入院入所や契約支払い等を後見人等が行うことで、本人を保護・支援していく制度であります。

家庭裁判所に申し立てできるのは、本人や配偶者、4親等内の親族、身寄りのない方については市町村長であり、候補者を決め家庭裁判所に申し立てを行います。家庭裁判所による後見人等の選任状況についてでございますけれども、子や親族が半数以上を占め、第三者による選任については、弁護士あるいは司法書士、社会福祉士等の専門職によるものが大半と聞いておるわけでございます。

現時点で町内の利用者数を調査いたしたところ、親族後見等での制度利用と思われる方が10人となっており、地域包括支援センターが個々にかかわり支援しているケースでも、比較的親族間での支援へつながりやすいことなどから考えますと、現時点で喫緊に市民後見人を養成することに迫られておるという状況ではないのかなと現時点で思っております。

しかし、今後、高齢化がさらに進み、高齢者の置かれる家庭環境等も多様化、複雑化することが予想されることから、社会福祉協議会が行っておる公的金融管理の実績などを踏まえ、まずは社会福祉協議会と相談をして法人後見事業の取り組みを進められればと考えております。また、市民後見人の養成については、その選任状況や必要となる支援体制など十分に調査してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これからは高齢者の介護サービスの利用契約、こういったことを中心に業務を行うことがふえること、そのように思います。亘理町では、11月現在ですけれども、65歳以上の方々が、調べてみますと8,287人、約8,300人おりました。こういった中には、やはりひとり暮らしで将来に不安をもっている方もいらっしゃるのではないかと、このように思います。先ほど、社会福祉協議会ということで話

しておられましたけれども、やはり、こうした成年後見人制度を利用する方々のニーズに対応するためには、先ほどお話ししていました弁護士、それから、専門職や親族、こういった後見人だけではなくて、やはり、市民後見人の育成、こういったものが鍵を握るのではないかとされておりまして。ぜひ、高齢化が進む互理町でも市民後見人の育成を図るべきかなと私は思っております。

3項目目に入ります。

通学路の安全対策について、特に椿山踏切について質問いたします。

6月、私は一般質問で通学路の安全確保ということについて質問いたしましたけれども、また角度を変えて質問させていただきます。

1点目、現在、交通安全対策基本法の、これは第25条では、県交通安全計画策定が義務化ということが載っております。しかし、市町村においては、交通安全対策基本法第26条では努力義務化という形で努力義務化されておりました。要するに、第26条は、市町村は作成するよう努めるものとする、このように理解しております。そのため、条例化するところは案外少なかったと聞いております。しかし、徐々に条例化する動きも出てきているということです。条例化することによって、例えば計画に入っていない理念があったり、また、高齢者に特化したような規定があったり、それから、通学路の安全対策、こういったものを入れたり、緊急点検を恒常的に行うための体制を書き入れたりすると、こういったことも可能かと思えます。

そこで、互理町では、交通安全計画が策定されているのか、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 本町では、平成18年度、すなわち、平成18年から平成22年までの5カ年計画を策定しております。これは第8次互理町交通安全計画を策定し、道路改良等のハード面の整備から啓発活動等のソフト面までの内容となっております。計画に基づいた施策の実施を行ってまいりました。本来であれば、平成23年度から新たに第9次の互理町交通安全計画の策定を予定しておりましたが、ご案内のとおり、東日本大震災があったために、この着手が、23年度に第9次の策定ができなかったということでございますけれども、今後、復旧・復興状況や町内の交通事情等を踏まえまして、これについては、町だけでなく、県・国との連携を図りながら、新た



な交通安全計画の策定を早い時期に第9次の計画を策定し、安全なまちづくりの構築に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 亶理町では計画策定されているということでした。また、今後、通学路の安全対策をしっかりと入れていただいて、安全・安心な亶理町をPRしていただければと、このように思います。

2点目に入ります。

逢隈の椿山団地から、逢隈小学校に通う通学路、そこには狭い踏切道がございます。逢隈駅南側の狭い踏切、椿山踏切と言っておりますけれども、朝の通勤ラッシュのとき、子供たちの通学の時間帯と重なっております、車の往来時には大変狭く危険な状態となっております。雨が降ったとき、踏切を横断している児童の傘が車にぶつかったとか、それから、車に体が触れたとか、そういう話を聞いております。そして、私も何度かその場所に行って見ておりました。朝早く行って見ておりましたけれども、車両が踏切に入ってきたために、踏切を渡っていた児童が線路において線路を歩いている。要するによけていますね。歩いている、そういうところを見かけました。

非常に危険だなと思って見ておりましたけれども、この踏切を渡る椿山団地の児童生徒数、約70名ぐらいと私は聞いておりましたけれども、町として、これはしっかりとJRと協議していただきまして、この踏切を早く拡幅し、児童生徒が安全安心して通学できるような、至急、対策をとっていただきたいと思っております。

私の先輩議員も数年前、一般質問で出しているけれども、なかなか厳しい答弁であったと、そういうふう聞いております。また、最近ですけれども、地元の区長や、それから、保護者の方々等の要望書が出ていると、こういうことも聞いております。

JR東日本の方針としては、まず、踏切1カ所の改良につき1カ所の改修というのは前提としていると、こういうことを聞いております。JR東日本と限らず、JR側のほうはそういうふうな前提としているということは聞いております。

国土交通省で出している指針、踏切道の拡幅に係る指針というものが、資料がございますので、ちょっとこのところを紹介したいと思います。国都外第66号、国道政第32号、国鉄政第92号、これは国土交通省で出しております国土交通省都市地

域整備局長、国土交通省道路局長、国土交通省鉄道局長、この方々が出しております踏切等の拡幅に係る指針ということで、基本方針として、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方という中に、踏切道に歩道がない、歩道が極小な場合、狭い場合、歩道整備については、その緊急性に鑑み踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。要するに、踏切道に歩道がないか、それとも、極小な場合、歩道整備はその緊急性に鑑み踏切道の統廃合を行わずに実施できると、そのように国土交通省の資料でございます。

これは椿山踏切にも相当するのではないかなと私は理解しておりました。ぜひ、国土交通省のこの踏切等の拡幅に係る指針、これを生かしていただきまして、児童生徒が安心・安全に通学できるよう、J R 東日本に対しまして、地域の、そしてまた、地域の皆様、この要望を伝えていただいて、しっかりとにかく協議していただき、そして、しっかりと取り組んでいただきたい、こう思いますが、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これまでも J R 東日本に対しまして常磐線北部期成同盟会と言う組織がございまして、それらについては毎年 1 回、J R に対しまして要望活動、さらには今回の震災を踏まえまして、これらについての避難道路の問題、そして、踏切改良については、J R 東日本に対しまして何回となく要望活動を行っておるわけでございます。

しかし、椿山踏切そのものについては逢隈駅構内の踏切である。構内、よって電車がとまる。上り、下りがとまる、そのポイント等々の構内の踏切であることから、信号など通信施設の問題、さらには、ご案内のとおり、亘理町の水田に入ります用水路が入っておる。そしてまた、椿山からの道路の接続等の問題があり、現在のところ、J R との協議の中で、まだ具体的な協議に入っていないということでございます。

この椿山踏切については、平成24年8月に J R 常磐線椿山踏切の拡幅、そして、歩道の設置について、特に逢隈地区関係住民1,542名の署名をもって要望が提出されました。そういうことから、これらについても J R に対してお願いをしたところでございます。

まず、駅構内の踏切ということは非常に難しい状況であります、これらについ

てもJRとさらに協議を進めなければならない。あるいは、現在の踏切から南のほうに振って踏切をつくるか、その辺までも考えないと、構内であるということから、なかなか難しいのが現実ではなかろうかと思っております。今後とも、JRに対して整備計画について陳情してまいりたいと思います。

さらにはご案内のとおり、前に陳情の要望書が出されたことから、自転車の安全利用指導員を週2回あるいは3回、あそこに立たせまして、これは互理警察署にお願いをして、子供たちの安全、自転車の事故のないようにということでお願いしたところ、警察のほうで対応という、自転車安全利用指導員という方々が、緊急雇用対策のほうで指導員として採用された方が行っているわけでございます。これらについても、皆さんもご案内のとおり、各互理町内、塩釜互理線との交差点に黄色い服を着て安全指導を行う、その内容で、椿山踏切についても指導員を、毎日ではないんですけども、子供たちの通学の朝夕をお願いをしておるということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今までもずっと聞いておりましたけれども、やはり難しいと。難しい、難しいで、これがもし子供たちがここで事故を起こしたらどうなるかということも考えなければいけないことだと思います。まず、事故が起きてからでは遅いんです。事故が起きる前にぜひここは改良していただきたい、早く拡幅していただきたい。もう一度、JR側のほうに強く訴えていただければと、このように思います。

よその町ですけれども、踏切道の拡幅に係る指針ということを出しましたら、やはり1カ所で、これで決まったところもあるということをお聞きしました。一度、この件についても、これを出しているとは思いますが、この指針を出して、一応お話しさせていただければと、このように思っております。とにかく安心・安全なまちづくり、これもやはり踏切も入ると思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。休憩。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、鈴木洋子議員は体調不良につき退席しておりますので、ご了承願います。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤでございます。

私は、認知症支援策の充実について、質問をさせていただきます。

まず、認知症とは、一たん正常に発達した知能、脳に何らかの原因で記憶、判断力などの障害が起き、日常生活がうまく行えなくなるような病的状態を言います。原因としては、アルツハイマー病や脳血管障害等によるものが多く、高齢者の方に多く見られますが、単なる物忘れとは違って、れっきとした脳の病気でございます。

厚生労働省の推計によりますと、介護を必要とする認知症の高齢者は、2002年時点で149万人だったのですが、2012年では305万人に上り、この10年間で倍増しております。さらに、25年には470万人に達する見通しであり、この数は65歳以上の高齢者の10人に1人が認知症という計算になります。

しかし、在宅療養中の認知症患者やその家族への支援体制は十分とは言えません。このため、精神科の病院への入院期間が平均2年7カ月と長期化している上、重度の認知症となり、家族が困り果てて入院を求めるケースが多いという深刻な状態となっております。

こういった現状を踏まえ、厚生労働省は認知症対策の5カ年計画を打ち出しました。その計画は、認知症が重症化してからの事後対応ではなく、早期の診断対応への方向転換をしたものでございます。そこで、本町の取り組みについて伺います。

認知症の現状と本町の取り組みについていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 議員さんが申されたとおり、今年8月に厚生労働省では平成22年の1年間の要介護認定データをもとに、認知症高齢者数を算出したところ、認知症高齢者の日常生活自立度が介護度Ⅱ以上、このⅡ以上の自立度は、日常生活に支障を来すような症状、そして、行動や意思疎通の困難さが多少見受けられても、だれかが注意すれば自立できる状態を言いますが、その介護度Ⅱ以上の高齢者数が平成24年は305万人と推計、さらに平成27年度は345万人、そして、平成37年度は470

万人になると発表されたところでございます。

本町では、認知症患者数の統計はございませんが、介護保険申請による主治医意見書の記入状況から、認知症と記載されている方は、増加している傾向にあります。本町の取り組みといたしましては、認知症の相談があった場合、地域包括支援センターの職員が訪問等を行い、本人の状態確認や家族に対応方法をアドバイスしております。必要に応じて、認知症専門医の紹介や介護保険サービスの利用促進等を実施しております。

また、認知症に関する理解を深め、地域全体で認知症の方と家族を応援する認知症サポーター養成講座を一般町民を対象に実施しており、さらには認知症の方の家族の支援として、認知症高齢者介護家族相談を実施し、介護家族同士の情報交換と認知症の人と家族の会の相談員による個別相談を行っております。しかしながら、認知症については予防が最も重要と考えられますので、各種団体、住民グループなどへの出前講座で積極的に取り組んできたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、町長の答弁に、数的なものはちょっとご答弁なかったんですけども、65歳以上の方、これから、10人に1人というような厚生労働省の統計の中で、亶理町で言いますと、大分、数的な部分では多いのかななんて思いますけれども、その中で、新聞記事にこのような記事が載っておりました。大手製薬会社なんですけれども、認知症と診断された親やその疑いがある親を持つ人のうち、症状に気づいてから1年以上たって医師などに相談した人の割合が30%に上るということが掲載されておりました。認知症に関する理解不足が背景にあると言われております。より丁寧な情報提供が今後求められていくと思います。

本町では、認知症と診断された方というか、認知症で困っているというような、そういう方の相談を受けるような、認知症の症状の段階として大分進んでから、家族が困り果ててからというような、そういうケースが私は多いのではないかと思います。そしてまた、今年の東日本大震災以降、生活環境が変わったり、それから、本当に隣近所のつながりがなくなった方たちが多くの中で、統計としましても、認知症の増加が今見られるというような、そういう情報も得ておりますけれども、亶理町では、今、認知症の相談を受けている中で、その症状が大分進んでからのそういう相談なんですか、その点、ちょっと聞きたいと思います。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員さんが申されるとおり、実際には、症状的に重くなってからの方が多のが現状でございます。初期症状といいますか、そういった対策を含めまして、一応、先ほど町長のほうで答弁申し上げましたように、サポーターの関係の養成講座、その中で認識も深めていただいておりますし、それから、出前講座の中で高齢者の関係の生活不活発病等を含めまして、閉じこもりとか、そういった認知も含めた講座のほうも実施しておるところでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 認知症は、早期発見、早期診断、早期対応というのが大事なことなんですけれども。認知症、この病気が発生しても、家族が気づくのが本当に1年以上かかってからという、そういうデータも出ておりますけれども、町としては、認知症の正しい知識、症状等を何かチェックリストみたいな感じで、町民に、それから、予防対策も含めてですけれども、マニュアル、本などにまとめて配布してはどうかと考えますが、この点についてご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、副町長とお話ししたのですけれども、「家内がそういう状態であつたので、私から答弁」ということで副町長に答弁をさせます、経験を踏まえて。

議 長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 家内ではなく、実は私の親父も血管性の認知症、それから、女房のほうはアルツハイマー、実際、家族は、女房の場合も、発症してから医師の診断が出るのに恐らく2年か3年かかっているんじゃないかと思います。そのぐらい、やっぱりちょっと判断しづらいところがあります。きのうも、実は、私の兄貴と電話でしたが、「実は俺、忘れっぽくなったんだよ」ということを言っていたんですが、それは年齢的な加齢による忘れもありますから、認知症との区別が難しいんですね。ですから、「会話の中で、できるだけメモをとるように、兄貴、したらどうか」ということでアドバイスしておいたんですけれども。親父の場合は、血管性ですから、女房とまた違うんですけれども、これも気づくのは、比較的、親父の場合は早かったですね。ただ、一番のネックは家族の方々の世間体になろうかと思います。ですから、まず、その辺の意識をいわゆる取り外すというか、認知症というのはあくまで病気でございますから、別に悪いことでもないわけですから、その辺が一番、い

わゆる認知症に対する町民の方々の意識を改良していくというか、これは恥じゃないですよということを啓蒙するのが一番かなというふうに私は経験から思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） どうもありがとうございます。みずから、ちょっとご発言いただきまして申しわけございません。

例えば、認知症、同じことを何度も言ったり聞いたりするようになったとか、置き忘れやしまい忘れが目立つようになったとか、蛇口の閉め忘れやガスの消し忘れが目立つようになったとか、これまでの日課をしなくなったとか、以前はあった趣味に関心がなくなったとか、いっぱいあるんですけれども、時間や場所の感覚がなくなった、それから、奥さんであれば、お料理の味つけが変わったとか、何かそういう、何かチェックできるような、そういうものを町民の皆さんに、認知症のいるご家族の方ではなく、町民皆さんに……。これから65歳以上の10人に1人になるという、こういうデータが出ている中で、町として、認知症の早期発見というのものにもっともっとしっかりと取り組んでいかななくてはならないのかなと思います。

第5次計画によりますと、26年には9,106人の65歳以上の方、そうすると900人ぐらいの認知症の方がというような、単純な計算で申しわけございませんけれども、そのような数字になってまいります。本当に早期発見、早期診断を町として、これは重点的にやっていくべきではないかと考えますが、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、加齢による認知症がふえるというのは当然かなと思っております。先日、3日ほど前に脳の活性化のためという、ある先生が言っておりましたけれども、忘れる脳と運動能力といろいろ使うことによって考える。そして、いつでも、生活する場合については、私は老人だということではなく、28歳の気分でも何でも考えてやりなさいということをしていました。そのためには、やはり、家族そのもののお父さん、お母さんに対する常日ごろの監視というか、見守りというか、それが最も大事かなと思っております。その中で、これからどのような方法で認知症の予防対策については、やはり、保健師あるいは専門医の先生方とも協議しながら、やはりできるだけ、認知症になっても軽いうちに手当をすることによって、お

さまるといふか、抑えるということができると思いますので、その辺について、今後、研究課題ということで考えておるわけでございます。以上でございます

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それから、もう一つ、家族の周りの方となるんですけども、町にはひとり暮らしの高齢者がやっぱり700人以上今いらっしゃいます。ひとり暮らしの場合、症状の進行が本当に見過ごされてしまいがちです。例えば病院で処方された薬をきちっと飲んでいるかどうかとか、それから、食事きちんとしてられているかどうか、それから、お金の管理ができているかどうか、そういう部分で、本当にだれがひとり暮らしの方の認知症の部分の進行、早期発見をしていくかということ、これもなかなか難しいことになります。ですので、こういう部分は民生委員の方々にヤクルトを配達するときのいつもとちょっと違う対応をされたとか、それから、いつもヤクルトをとるのがおこなわれているとか、何かそういう部分で民生委員の方のご協力をいただくとか、本当に具体的な、これから、町で認知症の早期発見の部分は進めていかなくてはならないと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町といたしましては、今お話のとおり、民生委員の活用というか、それらについてぜひ、そういう方法も考えられますけれども、判断するのは、やはりお医者さんでなければならない。その場合のお医者さんの紹介、あるいは本人の意思の確認も大事かなと思っております。それらについては、やはり専門医あるいは医師会等ともそれらの早期発見についてどんな方法が一番よいのか、これらについても研究課題とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、今、医者のお話が出ましたので、（2）のほうに移ります。

厚生労働省は2006年度からかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施しております。町としては、この事業を活用した医院はあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） かかりつけ医認知症対応力向上研修事業は、厚生労働省の事業に基づきまして、宮城県におきましては平成19年度から実施しておる事業でございます。本町については、この研修終了医師が2名となっておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。



14番（佐藤アヤ君） 2名のお医者さんに研修をしていただきまして、やっぱり、家族の方で困っていらっしゃる方のお話を聞きますと、どこの病院に行っていないかわからない。ですので、先ほど言いました、認知症のこれからの早期発見をする上での、例えば物忘れじゃなくて、いつも捜している状況とか、それから、財布をいつも見つけられなくているとか、そういう判断、チェックリストの中に、ぜひ、その研修医等も含めて、町の町民の皆さんに配布をされるとすごく助かると思うんですけども。ぜひ、どこに相談していいかわからないというのが今現状です。ぎりぎり、町に相談する段階では早期発見ではないんです。大分進んでからの発見ですので、また、家族にも言えないというような、そういう状況の中で、ちょっと病院に行って診断してもらってきたほうがいいかしらというような、そういう情報を町が発信していくべきだと私は考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 先ほどの介護予防の関係で、町長が答弁した内容に足しませんが、認知症関係につきましては、一次予防といいますか、介護予防事業の今年度から3カ年かけて65歳以上の方々、3歳刻みで、アンケート的に体の状態等の状況を回答していただいて、それに対してアドバイスとか、それから、二次予防の中へのお誘いとかいった事業をさせていただいておりますが、今年度、その回答をいただいたのが1,981人で、そのうち、認知症の関係、この項目が生活機能、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、鬱とかという項目で、判断がいろいろあるわけなんですけれども、厚生労働省で示した30数項目のアンケートに基づいて、その状況から判断をしてアドバイスを差し上げておるところでございます。

先ほど申し上げた1,981名のうち、問題なしが1,301名で、残り657人については何らかのちょっと問題点があったということで、その中の方につきましては、回答結果はこうでしたよという中で指導をさせていただいております。それをちょっとつけ加えて説明させていただきます。

ただいまのかかりつけ医認知症対応力向上研修事業を受けたのが2名の医師の方でございました。その方につきましては、県のホームページに載っておりますので、公表する分については多分大丈夫かと思うんですが、医師会等とも相談しながらその辺進めていきたいと思っておりますし、そのほかに、さらに熟知している認知症サポート医養成研修というものがございます。こちらは本当に専門的に勉強されてい

る医師さんでございまして、そちらについては、現在、亘理町のほうでは受講された方はいらっしゃるんですが、その方の情報も入ってございますので、その辺も含めてどんなものか、医師会とも協議しながら周知していけたらと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今はずっと65歳以上の方のお話をしてきましたけれども、65歳以下で発症する若年性認知症という、そういう病気もあります。ですので、やっぱり認知症かなという40代、50代の方もいることは間違いありません。ですので、65歳以上の方たちだけを対象にしたことでなくて、やっぱり、町全体として認知症に対する啓発活動とか、これから触れますけれども、サポート養成の部分でも、もっともっとわかりやすく、認知症はこれからふえる病気というか、65歳以上の方で脳の疾患等によってふえる傾向にあるということを書きながら、ぜひ、町民にもっともっとわかりやすく発信をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。お医者さんも含めてこれから検討するということですが、ぜひ、私は発信をしていただきたいと思います。65歳以上の方だけでなく、若い方の若年性認知症というものもありますので、そういう部分を考えて、今後、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、先ほど来65歳以上ということでございます。最近では若年層、40歳、50歳でも認知症にかかる方が多いということも十分承知しております。こちらについてもやはり発信の方法、そのものについては、やはり、町だけでなく、医師会、関係機関と協議しながらそういう方向で検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、（3）に入ります。

本人や周囲の人が認知症かもと疑った段階で看護師など専門職のチームが自宅を訪れて状態を判断し、診断を勧めたり、アドバイスをする認知症初期集中支援チームを本町でも配置すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご承知のとおり、ことしの6月に厚生労働省では増加する認知症の対策として、認知症施策の方向性を、さらに9月には認知症施策推進5カ年計画、

これについてはオレンジプランと言って公表をされております。認知症初期から本人や家族をサポートしていく認知症初期集中支援チームの新設と、支援チームと連携する身近型認知症疾患医療センターの整備を平成25年度から5カ年かけて進めていくと計画の中に盛り込まれております。

認知症初期集中支援チームの業務といたしましては、認知症の人や家族に早期に集中的にかかわり、家庭訪問を行って生活面での詳細な情報の把握、体調管理、認知症の病状や対応方法についてのアドバイス、そして、受診勧奨などを行います。なお、その後はケアマネジャーや介護サービス事業者、かかりつけ医等に引き継ぐ役割を担っております。

現在、本町では、先ほど現状と取り組みの中でお答えいたしましたとおり、認知症初期集中支援チームの業務の役割を地域包括支援センターの職員が行っておるところでございます。この認知症施策推進5カ年計画では、モデル事業の実施を踏まえ、平成27年度以降に事業の実施状況を検証した上で、全国普及の制度化を検討することとしておりますので、今後、モデル事業の内容、検証結果など体制整備についても検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 地域包括支援センターで認知症初期集中支援チームの役割を果たしているということですので、地域包括支援センターの職員の方、ぜひ認知症について、専門的な部分で取り組んでいく職員がこれから必要なのかなと私は考えておりますけれども、その点について、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 包括支援センターの職員につきましては、保健師、それから、主任ケアマネ、それから、社会福祉士ということで、それぞれ専門的に認知症についても理解する職員でございますので、より充実というか、理解を深めていただいて、万全な対応をしていただくように指導してまいりたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、（4）認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指すために、認知症サポーター養成講座を積極的に推進し認知症サポーターをさらに養成していくべきではないかということについて、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 認知症の方、そして、その家族の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるためには、ただいま議員さんが申されたように、より多くの方に認知症に関する理解を深めていただくことは大変重要なことであると思っております。そのためには、やはり理解をいただくことで、協力、支援が地域全体でなされるものに結びつくのではなかろうかと思っております。

町といたしましては、これまでも認知症サポーター養成講座を一般町民を対象に実施しておるところでございますが、より多くの方々に認知症についての理解を深めていただくため、現在、各地区のまちづくり協議会へ共催について働きかけを行っております。また、来年度におきましては、仮設住宅の集会所での開催も検討し、積極的に取り組んでまいりたいと考えており、特に認知症予防につきましても、出前講座あるいは教室の開催など、各種団体に働きかけながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） これまで何カ所で何人ぐらいのサポーターが誕生しておりますでしょうか。なかなか、私、町でやっているというのは余りちょっと聞こえてこなかったものですから、どれぐらいの方がオレンジのリストバンドを持っていたらっしゃるのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 23年度には2回のサポーターの養成講座を行いまして、参加人数が67名、さらには24年度に入りまして、1回ではございますけれども、90名の方々が参加をされております。そして、来年の2月にも、もう一回、サポーター養成講座を実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 隣の岩沼市の岩沼中学校で認知症サポーター養成講座が開かれたんだそうです。11月5日です。中学校1年生・2年生、258名が参加したということです。本当に、そういう地域のことはもちろんのことではありますが、中学校、それからいろいろなホームページで見ていると、小学校の5年生、6年生を対象にした、そういうサポーター養成講座も開催しておりますので、町民みんなで認知症について、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりのために、もっと、もっと積極的にやる必要があるかなと考えますが、この点についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、25年度のサポーター養成講座を今まで2回とかという形になっておりますけれども、これをさらにふやしまして7回ぐらいの講座を開きたい。そして、今言った岩沼市さんで中学生を対象にしたということでございますけれども、その内容についても岩沼市の担当者ともいろいろと相談しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ、私はまだ65になりませんが、これからの高齢化社会、認知症がふえるというような、そういう状況の中で、やっぱり、認知症でも安心して暮らせるまちづくりというものはこれからの大事なキーワードになると思います。しっかりと、そういう認知症になっても安心できるということと、それから、みんなで支えられる、昔は認知症とは言わなかったんですね、「ぼけ」であるとか。何か言葉が変わりまして、「痴呆症」とかというようなものが「認知症」という言葉に変わりましたけれども。本当に、そういう言葉一つでも温かい言葉に変わるとちょっとイメージが変わりますので、認知症を持っていらっしゃる認知症の方に対しても言葉一つで安心して暮らしていただけるようなそういうまちづくりを小さい子供から大人まで、しっかりと町で取り組んでいくことが大事なことになると思いますので、その点、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。休憩。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

議 長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、1番、鈴木洋子議員より早退の届け出があります。

一般質問を続けます。

次に、7番。百井いと子議員、登壇。

〔7番 百井いと子君 登壇〕

7番（百井いと子君） 7番、百井いと子です。

亙理町役場における男女雇用機会均等法の実施状況について質問いたします。

現在、全国の雇用者数に占める女性の割合はおよそ40%に達しております。特に近年はあらゆる分野にわたって女性労働者の進出が著しくなっています。それに伴って、女性の管理職や専門職もめずらしくなくなっています。職場における男女の差別を禁止し、募集、採用、昇給、昇進、教育訓練、定年退職、解雇等の面で男女とも平等に扱うことを定めた法律、男女雇用機会均等法が1986年公布されて、ことしで27年になりますが、日本における女性管理職の数は世界的にも相当低い位置にあり、その実態は男性の場合とは大きく違っているのが現状であると考えます。具体的な問題点として、9年前に国、政府が2020年までに女性管理職30%以上の目標を立てたが、具体的な取り組みとその成果はほとんど見られていません。

他国に先駆けて高齢化が急速に進む日本の中で十分に活用されていない女性労働力を改善することが先決です。日本の女性の教育水準は高く、熱心に働きます。仕事の能力に関して、女性が男性に劣る理由は何一つないように思われます。また、働く女性がふえればふえるほど家計の収入がふえ消費もふえます。消費がふえれば需要が生まれて、その結果、経済全体のパイが拡大します。ただし、できるだけ早く、女性が現在直面している制約を取り払う対策をとり、就労を促していかなければならないと思っております。

ここ亙理町においても、昨年、3・11の大震災以来、人口は減り続けています。その現状を一刻も早く打開するために、マンパワーだけではなく、ウーマンパワー、そして、ヤングパワーを同時に活用していただきたく、次の質問をさせていただきます。

まず、正規職員の募集・採用は、男女を含め、どのような形で行っているか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、お答えいたします。

まず、職員の募集につきましては、行政職、土木職、あるいは保育士、保健師の職種によって採用試験等が異なりますが、いずれも公募するに当たっては、「広報わたり」及び町のホームページでお知らせし、募集しているところがございます。さらに、宮城県のホームページにおいても県内市町村のコーナーがあり、その中でも職員募集について記事が掲載されておりますので、町内に限らず、県内外から広

く応募がある状況となっております。

次に、採用試験についてであります。第1次試験は、市町村職員採用統一試験として宮城県町村会に委託しており、試験の内容については、筆記試験による教養試験と職場適応性検査等を実施しております。続いて、第1次試験の合格者による2次試験については、亶理町役場を会場に作文の試験と個人面接試験を実施し、最終合格者を決定しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7番（百井いと子君） きっちりした方法で行われていることがわかりました。

次に、昇給に男女の差はないか、お聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 昇給については、特に昇給につきましては学歴ですね、高校、短大、大学卒業。あるいは職歴、社会人としての経歴及び在職年数により昇給を行っており、男女の差はないと思っております。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7番（百井いと子君） それでは、昇給はどのような形で行い、最終決定権はどなたにあるか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 昇給につきましては、在職年数等を基本としておりますが、与えられた職務を遂行するだけでなく、協調性や指導力を持ち合わせた職員であることが重要と考えております。なお、最終決定権につきましては、任命権者である町長ということになります。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7番（百井いと子君） じゃあ、次にいきます。

年功序列、男性優先型の旧態依然とした体制はとっていないか、お聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 年功序列制度という言葉につきましては、どうしても古い考え方というイメージがありますが、やはり、経験による能力の蓄積はどのような仕事をする上でも非常に大きな財産と考えられます。ただ長く勤めれば昇進するということでは問題がありますが、長年の経験を生かした熟練の力を十分に発揮し職場をまとめ上げ事務事業を推進していくことが望ましい姿でありますので、年功序列型並び

に能力主義で対応しておるところでございます。

なお、男性優先型の体制につきましては、もちろんっておりません。東日本大震災からの復興に向け、男女、男性、女性を問わず職員一丸となって業務を遂行しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） それでは、次の質問に移ります。

ウーマンパワー・ヤングパワーを積極的に活用していくための戦略はございますか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 地方分権時代の未来の互理町を担う職員に求められる資質や能力を開発・向上させ、町民の福祉向上を求めるためには、積極的に研修制度を活用していくことが大切であると考えております。

現在、東北自治総合研修センターにおいて、自治体職員としてのスキルアップを図るため、各種研修を実施されておりますが、本町においても、新規採用職員研修を初め各階層別の研修、より高度な実務を学ぶ専門研修などさまざまな研修に対して計画的に職員を派遣し、次代を担う職能開発に努めておるところでございます。その能力を職場で存分に発揮できるような環境づくりに努めております。

ちなみに、研修の状況について申し上げますけれども、新規採用職員についての研修については10名、これは23年度の状況でございますけれども、新規採用職員については10名、受講者、一般職員研修、1と2と分かれて、1の分については5名、一般職員研修2については5名、さらに監督者研修、これについては新任の係長級ということで8名、監督者研修2ということで、係長昇任後5年程度経過した方4名、さらには管理者研修ということで、課長補佐というか、班長以上ということでの4名、合わせまして36名の職員を公務研修所のほうで勉強をさせておるところでございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 実は、今女性の社会参加が世界各国で成長の起爆剤となっております。例えば韓国、企業の幹部に女性を次々と登用する国家戦略で国際競争力を高めようとしています。オランダでは、女性が日本とは異なる新たなパートタイムで働くことで奇跡と言われるまでの経済成長を実現しています。



今後は、亶理町においてもグローバルな視点で人事を見据えていかなければならない時期ではないかなと思っております。現在、私の目の前を見ておりますと、男性職員がずらっと並んでおりまして紅一点でございます。亶理町においてもますます女性の力を発揮していただいて、それで町をますます躍進させられるような行政を行っていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって百井いと子議員の質問を終結いたします。

次に、8番。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番、鈴木高行です。

私は、保育所の再建計画と町債、町の借金の繰り上げ償還という2点の観点から質問いたしますので、当局のわかりやすい答弁をお願いします。

まず初めに、12月7日、今から10日前ですね。夕方、マグニチュード7.4の地震が発生しました。津波からの避難命令が発令されました。「また来たのか」となり、私は吉田小学校の体育館に避難しました。避難者は、吉田東部からの方々が大半でした。皆さんは3・11の東日本大震災のことがあるので、浜の近くにはいられないと口々に話しておられます。幼児を持つ若い母親、小学生、年配の方々、いずれも不安と恐怖の中、何カ所かに固まりになっていろいろ話をして心配しておりました。そして、時間がたつのを待っていました。

私も浜吉田から吉田小学校の屋体まで避難するのに車が渋滞で20分以上かかりました。荒浜でも同じような大渋滞で大変混雑したと聞いております。津波被害に遭った方々は皆安全を求めて、西へ、西へと移動しました。その結果、道路は大渋滞、コンビニも満杯、ガソリンスタンドも満杯、このようなことは1年9カ月前の再現だと吉田東部の方々や荒浜の方々は思ったのではないのでしょうか。いたたまれなかったと思います。

そこで、私は平成24年3月に保育所のことについて質問しております。このとき、いろいろ回答はもらいましたが、町長の回答は、ここに議事録がありますけれども、まだ4月、3月の段階で決まっていないうですけれども、ある程度、吉田、長瀬小学校の隣接地に建てたいというような計画を示されました。しかし、質問のやりとりをしていく中で、住民意向の調査、保護者の調査等を踏まえて検討してい

きますというふうな回答になってきました。最終的には、変更ありきという検討で、回答は何ですか私は確認しました。町長はこの数字をもって判断したいと思いますという回答をしております。そのようなことから、吉田保育所の再建計画ですけれども、長瀨小学校の建設予定地の西側を、福祉課長の説明では、計画しているというふうな説明を受けております、この前、10月、11月かな。なぜこのような形になったのかについて伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、被災保育所の再建につきましては、その建設費用を国の災害復旧事業による補助により実施する予定としております。この事業による建設場所の原則は、現地復旧となっておりますが、荒浜保育所、吉田保育所のような全壊施設等においては、安全確保や利便性等の正当な理由があれば、事前協議の段階ですが、移転再建も可能であるとの見解を得ました。この見解に視点を置き、安全確保の面では、近くに避難できる安全な建物があることと、かねてから、保育事業として取り組んでいる異年齢児保育事業、つまり、小学校児童との交流事業等が行いやすいことと、なおかつ、保育所に子供を預けている方は兄弟を児童クラブに預けている場合が多く、保育所と児童クラブの送迎が容易なこと、そして、被災地区の復興を図ることなどを総合的に考え、復興計画に示させていただいたところでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、大体わかりました。だけれども、移転可能だというのは、全壊した場合とか、安全を確保する、利便性を考えた場合は移転可能なんだ、補助事業でも。国庫補助で移転できるということで、町長答えたんですけれども、あの長瀨小学校の隣が安全か、利便か。皆さんの見識を私は疑いますよ。あそこが安全なんですか。幼児を預かる場所として、利便なんですか。どこを考えてあそこが利便なんですか。幼児の多くはどこにいるんですか。

それはそれとして、まず、町長の町政運営の基本方針として、住民の安心・安全、これが第一、町政運営の基本に考えていると私は思うんです。昨年3月11日の東日本大震災、そして、10日前のあの大地震の避難命令、そういうものを踏まえて、再建しようとしている吉田保育所のあの場所、あれが本当に住民に、「皆さん、あの場所は安全です」。保育される子供の保護者に、「安全だから、預けていいです

よ」と、はっきり言えますか。安全だと、預けていいですよと、あの場所に。どうですか、お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、今回、3・11の東日本大震災によりまして、ご案内のとおり、防潮堤あるいは防潮林があのような壊滅的な被害を受けたということから、7.2メートルの高い、粘り強い防潮堤を建設すると。それと同時に、やはり、津波シミュレーションを行いながら危険区域と危険区域外ということで設定をさせていただき、吉田地区におきましては、ご案内のとおり、橋本堀に5メートルのこれまた堤防をつくるということで、7.2メートルの防潮堤、さらには5メートルの二線堤をつくるということから、津波が来ても二重に津波を抑えることができるということ。さらには、ご案内のとおり、長瀨小学校については現地復旧ということでございますけれども、校舎があのような壊滅的になったということから、西側に、要するに、長瀨小学校の将来の建築の場所、あるいは前の道路の上鈞本線の拡幅に伴いまして校庭が狭くなったということから、西側に2万平米の土地を取得し、将来、学校建設の場合にはあの場所に建てようという計画のもとに大きな用地を取得させていただきました。そういう中で、長瀨小学校の前に吉田保育所があったわけでございます。これらについても、やはり地域の方々の要望によってあの吉田保育所が建設されたということございまして、現時点での、堤防、防潮堤に伴いまして、やはり、今回以上の津波が来ればどうなるか、わかりませんが、必ずしも、今までの状態とは違うということも住民の方々にも理解をいただき、現在、考えておる長瀨小学校、保育所とセットで考えてまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、町長は、防潮堤は7.2メートル、二線堤が5メートル、それがあから、あそこは安全だというような話。構築物というのは、どのぐらい、どんな構築物だって、宮古のあんな10メートルの堤防でも、安全なんていうのは、永久に安全なんていうのはないんです。大災害が起きればそれは壊されるんです。それよりも、安全なのは、もっともっと高台のほうが安全なんです。津波が来ないところ。そういう認識に安全というのを当たってほしいんですね。構築物があるから安全だと、防げると、そういう問題じゃないです。津波が来ない場所が安全なんです。

構築物は必ず壊されます。そういうことをやっぱり安全の担保にするべきだと私は思うんです。

じゃあ、それはそれでいいんですけども、じゃあ、町が保育所を設置する場合の法的なものもいろいろ踏まえて、2点目に入りますけれども、町の基本的な考え、法を踏まえた基本的な考え、町はこういうところに今からの災害も踏まえて、保育所をつくるべきだと。本当に基本的な考えというのは、どういう考えを持っていますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 保育所の設置については、まずもって人口の数、そして、就学前の児童数、保育所入所待機児童数や就業構造等についての数量的あるいは地域的な現状等々の分析のもとに、将来の保育需要の推計を行いながら設置することとなっております。

本町でもこれらのことを踏まえながら、さらに、地域性を考慮しながら計画的に亘理、吉田、荒浜、逢隈の4地区に、保育に欠ける児童の受け入れ施設として保育所を整備してまいったところでございます。しかし、近年の就労形態並びに家族構成の変化に伴う保育需要の増加により、人口集積地では待機児童が発生する保育所が出始め、待機児童解消のため、それぞれ定員拡大または新規保育所の建築を行っております。

保育施設の基本的な考え方といたしましては、施設並びに児童全体を把握できる規模ということで、多くとも100名前後の定員で、かつ、保護者の送迎のほとんどが車を使用しておりますが、地域に根差した保育施設と考えています。今後においても、この基本的な考えを考慮しながら、さらには小学校隣接地の有効性などを踏まえ、待機児童解消に努めてまいりたいという基本的な考え方を持っております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今、町長が答えたのは、保育指針の設置認可に書いてあることそのとおりなんです。保育指針もそのとおり書いてある。市町村は、保育所の入所待機児童を初め、人口数と就学前児童数、就業構造等をはかる数量的な現状、動向、やっぱり、これにプラス、児童の安全、これが重要なんですね。そして、将来の保育の需要、これも指針に書いてありますけれども、その推計を行う。そうした場合、安全と児童の推計というのは、亘理町の基本の中に入っていると思いますけれども、

将来を見越した場合、それが抜けているんですよね。あそこに保育の需要があるかと、将来にわたって。安全か。ただつくればいいというものじゃない。人口の動態を見ていないんですよね。保育の需要、小学校の近くだからいい、そんな問題じゃない、小学校と保育所は別問題です。児童館ならわかりますよ。保育所の場合は必ず送迎が伴う、親の。そうした場合、利便性を考えなければならない。将来の保育需要を考えなければならない。安全を考えなければならない。それらが基本なんです、最も。それが抜けているんです。つくればいい問題じゃない、場所からして。そういうことについてもう一回、答弁してください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小学校、その近く、いかなものかということのようでございますけれども、ご案内のとおり、家庭教育というか、保護者と、あるいは小学校の間をつなぐのが保育所だと思っております。家庭教育と小学校教育との関係、すなわち、小学校に入っているお兄さん、お姉さん、あるいはそれらの後ろ姿を見て、幼児の教育をするのも一つの方法だと。すなわち、小学校と保育所が隣接することによって、幼児が学校に入る場合については、すぐ小学校になじむという考え方をしておるわけでございます。そして、先ほど申し上げたとおり、今のお母さん、お父さんについては皆勤めていて、車で送るということから、どこの職場に行くかわかりませんが、やはり、関係周囲の方々の協力も得ながら、今回、建設しようという考えのものと吉田保育所については長瀨小学校の西の敷地に建設するのが最もよろしいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 何か、長瀨小学校の西にしか、今は頭がないようなんですね。保育指針は平成20年にまた改正されているんです。やっぱり、子供の、保護者の状況、地域の実情を踏まえて健康や安全なもので運営しなさいと、保育指針は20年に改正されています。これをとってみても、それに合っていない。地域の実情に合っていないんです、保育所を設置する実情に。保護者の要望にも合っていない。安全と言えば、安全も合っていない。そういうところを選択しているわけです。ただ小学校のところに保育所を建てる用地があるから建てる。今まであったから、建てる。私も吉田保育所を建てたときの保育所の担当者だったんです、吉田保育所壊されたの。あそこは失敗だった。何で建てたか、あそこに。ハウスがいっぱいあって、ハウス

に若いお母さん、お父さんが入っていて、そこの子供は保育できないということで、保育所をつくる。まだ児童館しかなかったから、児童館で保育をやっていました。だから、保育所が必要なんだということで。ただ、保育所の役目は、学校との連携じゃないんですよ。保育に欠ける子供を保育させるのが保育所なんですから。学校に行かせるための保育所じゃないんです。親が保育できないから、保育所で保育する、預かる。学校との連携じゃないんですよ。育てられないから、保育所で育てるんです、保育所は。そういうことだと思います。

20年に改正された保育指針だって、そのように、やっぱり安全と保育の今後の需要、利便性、それをもって運営しなさいと、また20年に変えているんです。その変えたものに、吉田保育所の設置場所と町の考え方は、全然、保育指針に沿っていない。沿っていないですよ。利便性は悪い、将来の保育需要には合わない、安全ではない、津波に対して。そういうことをやろうとしているわけです。だから、基本方針を、もうちょっと町の考え方を改めたほうがいいと思うんです、保育指針に沿った考え方に。その辺、改める考えはありますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点で改める考えはございません。と申しますのは、（「基本的な考え方ですよ。設置場所じゃなくて、基本的な考え方を改める必要があると言っているんですよ」の声あり）これについては、やはり、企画調整会議とかいろいろの内容がございます。総合発展計画とかいろいろの町の計画等を十分精査の上検討してまいりたいということでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そういった国の方針でなくて、亘理町の方針、独自の方針でやるということですね。保育指針の設置基準に合わなくてもやるということですね、考え方として。そういうことになりますよね。

では、3点目に移ります。

ここからが大切なんです。町長がさっきも言った答弁、3月の答弁ですね。将来、保護者の意見、地域の意向等を考えて……、答弁、さっき読みましたよね。検討するという答弁をしているんですね、3月に。もう一回、読みますか。今のお話のとおり、要するに保育所として預かる方々のやはり意向などを調査などを実施して、さらにそれらについて検討してまいります、これが町長の答弁なんです。私は確認

したんです。意向調査についての検討は変更ありきですかと。そうしたら、その数字によって判断しますと町長は答えているんですね。

そこで、書いてありますけれども、町はその後、質問を受けて、5月に意向調査をやっているんですね。ことし5月に未就学児童を持つ保護者1,191世帯を対象に児童福祉施設、保育所等ですね、その復興に関する意向調査を実施しております。その結果を我々に報告していただいております。その内容では、長瀨小学校区で吉田保育所の再建場所についての設問をしております。長瀨小学校の隣接地として記入した人は40人、吉田中隣接地が39人、集合住宅の隣接地が16人、他の安全な場所が9人、その他・無回答が5人、この結果を見ても、町が計画している長瀨小の隣接地をいいですよとした人は37%しかいない、37%。そのほか、吉中の隣とか、集団移転とか、安全な場所と選んだのが59%、約60%です。これが保護者の意向調査ですよ。意向調査の保護者は60%が賛成していないんだ、長瀨小学校の隣接地に。嫌だと言っているんです。大体、地域の方々の意見も大方、将来、子供を預けるのには、あそこは危険だと、安全でないと。送迎にも不便だというのが大多数。それなのに、亘理町では、隣接地に再建する場所があそこが適地だと。不思議なんだね。この点について、町長はどう思いますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の被災児童施設の再建に関しましては、施設利用者の対象となる平成24年5月1日現在における町内居住の未就学児童の保護者全員に意向調査を実施いたしました。対象世帯は、今、議員さんから言われたように、1,191世帯で、回収率は84.0%でありました。このうち、被災地区である長瀨小学校区並びに荒浜小学校学区に居住を考えている方には、再建施設に通う可能性があることから、吉田保育所並びに荒浜保育所の再建予定地についてお聞きをしました。その結果、両施設ともに一番多かったのは、小学校の隣接地でありました。

しかし、荒浜保育所においては、約半数の方が荒浜小学校の隣接地と回答された一方で、吉田保育所につきましては、長瀨小学校の隣接地と回答された方と吉田中学校の隣接地と回答された方との意見が拮抗していたのが現状であります。

町では、この現状を踏まえながら、特に吉田保育所においては、吉田東部地区全体の地域的バランスと早期復旧並びに小学校隣接地における有効性を考慮し適地と考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の答弁書はだれが書いたか、わからないですけども、私は、調査結果、福祉課長からもらったもの、これね。ここに書いてあるとおり、長瀬小学校隣接40人、中学校の隣接39人、集合住宅16人、安全な場所9人、その他5人、パーセントからいったら60%が嫌だと言っているんじゃないですか。それをよしとすることはおかしいんじゃないですか。これが意向調査の結果ですよ。この答弁書誰が書いてきたんだ。60%はだめだと言っているんだよ、嫌だと。それなのに、適地だなんていうことはおかしいんじゃないんですか。住民の意見を聞くと町長は常に言っていますよね。それで判断する。これだって立派な住民の意見じゃないですか。ただ、人数は少ないかもしれませんが、地域の方々には聞いていないですよ。ね。もともと、こういうものをやるときは、保護者の意向調査はこのような数字でありました。だけれども、住民の説明会とかで、それをもって住民懇談会とかで、あそこに設置してもいいですかと、そのような住民説明、懇談会をやるのは当然だと思いますけれどもね。意向調査だから、それを参考にしようとするのならわかる。だけれども、意向調査をもって、60%も嫌だと言っているのに、そこがいいんだという考え方はちょっと見当違いなんじゃないですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま、60%という数字は、「約59%です」の声あり）まずもって、40人が長瀬小学校であると。39人が吉田中学校周辺。その他、要するに、仮設集合住宅という、それらを全部含めて60%という考え方は違うと思います。あくまでも場所、長瀬小学校が40名、吉田中学校が39名、そのほかの分については、これを反対意見だととらえることでなく、やはり、一番多かったのが40名の長瀬小学校だととらえるのが本来の数字の取り方ではなかろうかと考えております。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） じゃあ、適当な、安全、設置場所、それがこの意向調査なんですよ。どこがいいかと聞いているんだ。長瀬小学校がいいと言ったのは40人しかいないんですね。そのほか、やっぱり常磐道の西、安全な場所、それが60%あるということです。町長の言っているのと違うんですよ。選んだのが40人じゃない。安全な場所、常磐道の西とかそういうところに設置して子供を預けたいというのが親の希望なんです。その希望を無視している。それが、地域の意向を反映した町政かと私は言っ



ている。もう一回、お願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、吉田地区については、吉田西部まちづくり協議会、要するに、吉田だけが西部と東部というまちづくり協議会のそういうような設置の方法をやっております。学校についても、吉田小学校、長瀬小学校、そのほかのまちづくり協議会そのものについては一本になっておるし、逢隈の場合については、あのような大きな面積であっても1カ所である。そういう中で、吉田地区については西部地区に、ご案内のとおり、児童館、現在あって、今、吉田保育所の仮園舎ということで今進めておりますけれども、これらについても、仮園舎ということで、ユニセフ協会からの寄附で、今、12月に、今月末に引き渡しを受けるということで、やはり、ただ単に上流、西部のほうばかりに来るのではなく、地域のバランスも必要である。安全・安心、そのものについては、先ほど来申し上げておるとおり、あの場所で安全でなければ、どこに行く、吉田の長瀬浜、開墾場、一本松、新丁、全部が全部安全でなければ、常磐線の上になるとかそういう形になるかと思えます。やはり、今回の震災を踏まえまして、国のほうでも今回のような大津波が来た場合についての防潮堤、堤防の構築については、全額、国のほうで整備するという形になっておりますので、十分、今回の震災後の安全は確保できるものと思っておりますので、十分、今回の震災後の安全は確保できるものと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） さっきから堂々めぐりだけれども、構築物があれば安全ということは成り立たないということですよ、今からは、そういう考えは。今から100年生きるか、200年生きるか、人間はわからない。ずっと世の中は続くんですから。その構築物が100年たったら、大体は耐用年数が来てつぶれると思います、また、つくるかもわからないですけれども。一生続くわけではないんです、構築物で守るといのは。それよりも安全といのは、来ないところが安全なんです。昔の人の知恵はそうだったんですね。

また一つもう一回、別なほうに観点を絞ります。21年12月の定例会で、私は町長にこういう質問をしています。地域協働のまちづくりという形の題名で聞いたんですけれども、地域協働のまちづくりは重要であると、町長はね。町民が主体的に活動できる取り組みや、町民、各種団体等のご意見、ご要望を聞きながら、協働のま

ちづくりを推進し、住民主体の地域を形成すると、こういうふうに町長さんは語っている。これがやっぱり町長の施政方針ですよ、この答弁していることは。町民の方々のいろいろ、要望・ご意見を聞いて町政を運営するというのは基本的な方針ですよ。（「何の質問だか……」の声あり）町民の意見、それを聞いて町政運営するのが町長の姿勢ですねと聞いているんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、平成20年4月1日から、亶理町におきましては亶理町まちづくり基本条例を制定させていただきました。これが現在のまちづくり協議会、地域協働のまちづくりということでの位置づけをやっているわけです。やはり、これが私の基本姿勢であるということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 基本姿勢、今言われたけれども、保護者の意向とか地域の声というのは聞かないということですか、再建については。今の町長の姿勢からして、保護者の意見が約60%があそこは適地ではないと言っているんですね。地域の方々もあそこよりもっともっと安全な場所があると言っているんですね。そういう意見を聞かないんですかと私は聞いているんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、地域住民、未就学児童の保護者の意向は一応とりましたけれども、今後の課題といたしましては、とる方向というか、担当課長のほうに答弁させます。（「もう意向調査してあるんだからね」の声あり）

だから、相談ということでしょう、今度は。意向調査とった結果ですかと……（「聞いてやるということなんですかと聞いているの。町民の意見とか保護者の意向を聞いてやるんですかと聞いているんです。施政方針の姿勢から言って」の声あり）やっていますということでございます。（「やっていないでしょう。60%反対なのに、嫌だと言っているんだから」の声あり）

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） じゃあ、また別なことを言いますね。今の意向調査の中で、設問は2番目があるんです。設問、保護者に対する意向調査で、今後二、三年間の意向調査をしている。保護者の考え方、見たか、見ないか、わからないですけども、今

後のことということで、二、三年後、未就学児童の状況について聞いています。その中で、長瀨小学校区の動向、この回答したのは117人。未就学児童を持っている長瀨小学校区の保護者117人、以下調査しているんです。いいですか、言っていることわかりますよね。そのうち、再建する場所、吉田保育所が長瀨小学校の近くでいいと言ったのは37人、二、三年後にやると言ったところが。民間幼稚園は52人、亙理保育所にやるという人は10人、吉田の西の仮保育所でいいと言ったのが14人いるんです。そのほか、カトリック保育園等が5人いる。福祉課長はわかっていると思います。この設問もありますね。そういうことが報告されているんです。こういうことも出ていて、117人のうち、37人があそこでいいと言っているけれども、あとの人は嫌だと言っているんですよ。長瀨小学校のそば、今から二、三年後の動向の調査。それをぎりぎり、隣に、真っ直ぐあそこに持ってくるという考え方からして、ちょっとおかしいなと私は思うんですよ。

もっと端的な調査をしたんですからね、117世帯という。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鈴木議員は、37人以外の人は嫌だということではなく、そこに行きたいという内容に考えられないでしょうか、その場所の設定については。そういう、37人以外は全部反対だ、嫌だということではなく、やはり、そこに希望しているという考え方で考えておると認識しているわけですけども。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 37人のほかは、町長、どうするんですか。37人のほかはどうするつもりですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ということは、ほかの幼稚園とか、その場所に入りたいということの要望の保護者の数字ではなかろうかと思っています。

なお、担当課長からご説明申し上げます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ただいまの鈴木議員さんの二、三年後の未就学児童の状況についてということで調査をしております。ただいまの内容でございますが、長瀨小学校区にお住まいの方々、仮設に入っている方もこれまで長瀨小学校区にいればその方もということで調査をさせていただいて、117名の保護者の方から回答をいただい

ています。

先ほど申し上げた、議員さんが申し上げた吉田保育所の利用を希望するというのが37名です。そのほかに職場の状況とかいろいろ多分あるんだと思います。亙理保育所が10名、鹿島保育所が1名、荒浜保育所がゼロ、逢隈保育園が1名、それから、カトリック保育園が4名、吉田西仮保育園、仮園舎を建てていますが、将来的にうちのほうとしては、児童福祉の施設として活用したい。保育所にするかどうか、ちょっとまだ検討の中に入らなすけれども、それが一応14名。そして、そのほか。ここまでが保育所関係なんです、66名。そのうち、37名が吉田保育所をこの調査時点では希望された。残りの方々については、幼稚園が37名、それから、町外の幼稚園ということで14名、合わせて117名という回答でございました。内容的にご説明させていただきます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そんなことはこの報告書を見てわかっているんだよ、答えられなかった。さっき言ったとおりなんだよ。要するに、117人のうち、吉田保育所、あそこにつくっても37人しか行かないということ。そういうことでしょう。それでいいんだ。そのほかは、あそこにつくっても通わせないよ、預けないよと、二、三年後の動向はね。そういう意向調査をこの目的でこれをやったんでしょう。もっとも吉田保育所に多分預けると思ってやったかもしれないけれども、保護者の二、三年後の意向は、やっぱり上のほうの民間幼稚園とか、亙理保育所さんとか、仮設の今の保育所でもいいと。それは何がもとにあるかということ、安全というのがもとにある。安全なところに行きたいよ。もっと利便なところに行きたい。そういうことを酌み取れないということは、やっぱり、保護者の意向を無視、ないがしろにしている、そんな感じにとれるんです。行政の考えだけで、それを押しつける。そういうふうになりませんか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回、調査したのは、現在の未就学児童を抱える保護者ということで調査をさせていただきました。それで、二、三年後ということなので、退所される方もいらっしゃるということで、回答もいただけなかったと思うんですけれども、66人の方については、うち、37人が一応、長瀬小学校区については36名ということで、丘から1人来るんですけれども、36名の方については吉田保育所というこ

とでの回答をいただいたということで、それ以外にこの方だけしか再建された場合に入るんじゃないくて、その後にお子さまをお産みになる方々、そういう方もいらっしゃると思いますので、その分を含めればある程度の人数の保育所が確保できるというか、人員は入るのかなというふうに思っています。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 担当課長として、今から生まれる子供が今度吉田保育所に入る、そんな考え方はちょっと、予測は、そういうものじゃなくて、現実にあるものだけ、こうやって意向調査をやっているんだから、それをもとにしていろいろ判断するのが当然だと思いますよ。全部の生まれた子供が入るとは限らないよ、これも。あそこだったら、送迎するのにも大変だし、線路を越えるのも大変だし、あそこの将来の家並み、形態はどうなりますか。そんなにあそこに家が建つと思いますか、そして、保育に欠ける子供がいると思いますか。人の動向、保育事情、そういうものは全然考えていないんですね。将来、あそこに保育に欠ける子供がふえてくる、そういう発想なんですか。そんなことはないよ。ますますじり貧になると思います。

議長（安細隆之君） 鈴木議員。

8 番（鈴木高行君） いや、ちょっと待ってください。

議長（安細隆之君） 討論会ではございませんので……。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） この辺でやめますので、この辺については。もう一回、ある図面を示されたけれども。今の動向調査、親、地域の意見、討論会でまだまだ検討することも必要だと思います。変更することも。だから国の国庫補助は移転でも倒壊された場合でも出ると言っているのだから、まだまだ、もうちょっと地域の考え方とか保護者の考え方を十分取り入れて変更の余地あるような、今後の計画をやってください。

じゃあ、次の問題に移ります。

第2問目に入りますけれども、本題に入る前に、亘理町の財政健全化比率は、4指数とも特に心配することはないと、決算時に報告されております。町長に聞きまされども、将来にわたって健全化比率がずっと健全に保っていられるのかなと考えておりますか。（「2番目の質問でいいですか」の声あり）いや、ちょっと入る前に……。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私は日ごろから、町政運営をするためには健全財政を基本にしながら事務事業を推進してまいるというスタンスで考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） じゃあ、質問に入ります。

私は23年3月の議会でも、災害のちょっと前なんですね。11日、災害ですから、一般質問が二、三日あたりをやったんだと思うんですけども、町の財政計画の公表と住民説明の必要性について質問しております。町長の答弁は、総合発展計画後期計画に掲げた事業を着実に推進する必要がある。しかし、財源、事業費のバランスを重視しながら、事業規模を精査するとともに、基金、起債を活用ながら、事務事業評価、行政改革等を実施して健全財政を維持すると答弁しております。

そこで、私は、健全財政を今後とも維持する上で大きな影響を及ぼすであろう町債、町の借金のうち、中央工業団地用地の取得の町債、そして、わたり温泉島の海整備の町債約13億、11億円ですけれども、これらの償還計画について伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、亶理町工業用地等造成事業特別会計及びわたり温泉島の海特別会計に係る起債の償還計画について申し上げたいと思います。

初めに、亶理町工業用地等造成事業特別会計の借入金につきましては、亶理中央工業団地整備事業の財源として、平成21年度に宮城県から4億円、株式会社七十七銀行から4億1,690万円、宮城県漁業協同組合から5億円、合わせまして総額13億1,690万円を借り入れたものであります。議員の皆さんもご存じのとおり、当初の予定では2年間で整備し売払金額を財源として借入金を一括償還する予定でありましたが、残念ながら、それができなかったことから、償還期限の平成23年度において、県借入金4億円については平成26年度まで借り入れ延長し、また、七十七銀行及び宮城県漁業協同組合からの借入額9億1,690万円につきましては平成33年度までの10年間で借りかえを行ったものであります。

償還計画といたしましては、今後において、企業が進出した場合には、その都度、繰り上げ償還を行うこととなりますが、そうでない場合については、元金9億1,690万円を平成24年度から平成33年度までの10年間で元金均等償還するため、毎年9,160万円ずつ返済するほか、県借入れ分が平成26年度に一括償還となるため、

平成26年度のみ4億9,160万円を償還する計画となっております。また、企業誘致が進まず、平成33年度まで毎年償還した場合、平成25年度以降の合計額で4,706万6,000円の利子償還金が発生する見込みであります。

次に、わたり温泉島の海特別会計の借入金につきましては、わたり温泉島の海整備の財源といたしまして、平成18年度に2億1,820万円、19年度に9億4,250万円、合わせまして11億6,070万円を七十七銀行から借り入れたものであります。それぞれ10年目で借りがえを行い、平成38年度及び39年度までの20年間の元金均等償還で返済するものであります。

償還計画といたしましては、平成22年度の途中から、元金償還が始まっている関係で、平成22年度において3,940万円、平成23年度以降平成27年度までが7,000万円ずつ元金を償還し、平成28年度と平成29年度においては借りがえを伴うため、それぞれ1億9,860万円と5億7,270万円を償還する予定となっております。償還状況といたしましては、平成24年度末現在で1億7,940万円の元金を償還し、平成25年度以降の償還額は9億8,130万円となっているところであります。なお、借入残高に対する利子として平成25年度以降10年目の借りがえまでの合計で6,849万円の償還額が発生する見込みとなっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、利子、いろいろで10年以上償還がかかるような年月ですけども、猶予していただいている、金融機関から。財政健全化比率では特に問題ない、亶理町の財政は。それなのに、何で猶予期間とか、そのような財政でいろいろ苦労して、数年やらないんですかね。その辺の理由をちょっと……。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今のご質問はあれですか。通常型の、最初、元金を返して、利子が何年か後に償還になるというような形のことをおっしゃっているんだとすれば……

8 番（鈴木高行君） いいえ、そうじゃないです。財政的に亶理町は特に問題ないというような報告を受けているわけです、指数から言って、健全化指数では。それなのに猶予とか、そうやって繰り延べしているということはどういうことなんですかということなんです。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） この考え方については、どうしても、一括でそのときにあるお金を使いますと、その年、その年での歳入歳出に大きなうねりが出ます。基本的な考え方としましては、平準化して、歳入歳出、特に歳出ですけれども、平準化して行うという基本的な考え方でございますので、そういった考え方から、通常はこの借りられる起債におきましての年数が決まっておりますので、そちらのほうで借り入れをするというふうな形になってございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） この前、伊達いいとこサミットありましたね。中央公民館で。そのとき、亘理町長はパネラーとして発言しておりますけれども、これからの財政運営には民間資金の活用が重要であるというふうな話をされてきました。けれども、民間的経営からすれば、金融機関に猶予をお願いするとかしていると、その企業は、民間的な考えでは、その猶予をお願いしている企業は、大変厳しい措置が金融機関からとられると思います。ただ、役場だから、そういう猶予期間をいろいろめんどろ見てもらっているのだと思いますけれども、やっぱり、利子分だけ、さっき、全部で幾らですか、4,700万と6,000万の利子が出てくるんですか。そういうものが発生するわけですよ。そうしたら、これはある程度、無駄なような気もするんですけども、先ほど、平準化という話で、年々同じような、歳入も歳出も平らにしていくというのは、それはわかるんですけども、このように、金融機関のある程度言いなりにこういうことをすると利子ばかりがふえてくるので、そういうような措置じゃなくて、もっと対応は考えられないのかな。年数を短縮するとか、元金を多く返すとか、何とかいろいろその辺は財政さんのほうで検討すべきではないのかなと私は思うんですけども。（「2問目ですか」の声あり）2問目です。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、やはり、議員さんが申されたとおり、利子相当額そのものについても、やはり、町の財政に影響するという考え方を持っております。そして、元金そのものについて、早く、できれば繰り上げ償還いたしたいと考えております。

そういう中で、やはり、鈴木議員さんが申されたとおり、今後の財政運営、さらには今後の経済等々あるわけでございますけれども、やはり、これらについては、議員の皆さんのご理解とご協力なくしてはできないと思っております。そういう中



で、現在のところ、やはり、災害復旧そのものについての財源、今回の予算でもご案内のとおり、900億を超える予算、その中には基金等も入っておりますけれども、そういう膨大な予算の中で今取り組んでおるわけでございます。

特に今回の予算の中で一番負担が多いのが、災害公営住宅ということでの建設、これについては、満額起債充当でなく、8分の1が町負担になるということから、これの財源だけで、現在の試算でございましてけれども、約18億ほどの一般財源の捻出をしなければならないと思っております。しかし、先ほどもお話ありましたとおり、現在の財政調整基金が29億を超えておるわけでございます。それらのバランスを見ながら、もし、できれば平成24年度の財政状況を勘案し、25年度の補正予算の中で、この繰上償還、利子、元金等々について議会のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいという考え方を持っておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かにそれはやっていただきたいと思うんですけども、こういう流用とか、そういう利子だけ払っていくというのは、喜ぶのは金融機関だけなんですよね。ほかの人は余り喜ばない、利子だけもらえばいい。役場というのは取りっぱぐれがないと。そうすると、利子だけもらえばいいというのは、金融機関、七七七バンクとかそういうところだけが喜んでいるんです。

例えば、この間話した人が言っていたんですけども、町では、金融機関に債権放棄をお願いしているという話がある人から聞いているんですね。確かにそうかなと思っっているんですけども、そういう債権放棄というのは、本当に事実があったんですか。金融機関に債権放棄してくださいと。それだけ伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） できれば災害があったことに伴います内容を踏まえて、実質、文書等ではございません。言葉の中で、放棄してもらえればありがたい、町の財政は潤うのではなかろうかというような内容を話をしたこともございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、確認しました。その人はこういうふうに言ったんだね。「これが税金だったらどうするのや。町の税金だったら。我々だって、もし対話をして払えなかったら、債権放棄と町にお願いしてもいいのか」と。そういうことをこの人

は言ったんです。税金も町の町債も同じにしたわけですが、考え方、町民の方がね。

「私も税金払えないから、猶予じゃなくてチャラにしてほしいな」と、そういう話が出てきたんです。ということが、町に、ちまたには流れているんです。いいですか。それは話として、そういうことがあるんです。本当なら、町だって、延滞金から、差し押さえから、どんどんやっていくでしょう、税金の場合は。それがこの人は、そういう考え、発想を持った人もいるの。話、入れておきますけれども。そういうことは余り、債権放棄とか何とかと町のほうが金融機関に言うと、納税者も「俺も債権放棄だ」、「町税の放棄だ」と、そういう考え方、発想の人もいます。それだけ言っておきます。このような考えを持って、財政運営していただきたいんですけれども……。

2点目に入りますけれども、先ほど、償還計画にもあったんですけれども、中央工業団地の売却、それから、わたり温泉島の海、事業収益による借金の返済というのは当分見込めないと思います。仮設団地が建っているし、荒浜はあのようなことだろうし、そうした場合、営業収益もないし、土地も売れない。これがいつまでも続くかわかりませんが、そういう状況が。そうした場合、やっぱり、先ほど町長が言った、将来のまちづくりの中で、総合発展計画後期計画を順調に進めていくと、それも一つの、やっぱり、皆さん、町民の方々にも、サービスの提供としては大切なことなんですけれども、やっぱり、それに対応する財源として、いつまでも借入金を残しておくということは、将来の財政負担に大きな影響を及ぼすので、先ほど、財調が30億円、そのほかのいろいろな基金も持っているようですね。そういうものをやっぱり使って、全部を一回に返せとは言わないですけれども、やっぱり、元金の返済、元金減らしを償還計画の基本として考えてはいかがですかと私は思うんです。その辺についてどう思いますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ありがたい質問でございます。これについても、やはり、財政との絡みがございます。そして、先ほど若干触れましたけれども、平成24年度の決算、そして、現在のところ、復旧・復興の予算規模、それに伴います一般財源の充当等もございます。それらを照らし合わせながら、もし、財政的に繰上償還、どちらもですね、工業団地あるいはわたり温泉等についても検討して、そして、議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

います。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 基金については、いろいろな基金あるようですけども、約50億くらい、全部、基金全体で持っているんですか。庁舎建設基金だって、当分使えないと思いますし、先ほど、国庫補助で、8月の新聞にも載っていましたが、災害、沿岸の市町村の庁舎の建設には国のほうで手当するというような新聞記事も見ました。それらについても、今から相当期間があると思うので、そういう国庫補助が出るのであれば、その分は庁舎建設基金を融通して償還に充てるとか、そういういろいろな財政計画を皆さんの頭の中でひねり出して、いかに元金が減らすかということを考えて、利子を払わないと、これが町民のためになるんだと、やっぱり、今質問している内容等については、町民の方々は知らないと思うんです。実際の話、公表しないから、議会には言われるけれども。そういう町の財政事情というのは、やっぱり情報公開の時代ですから、公開して、町はこのぐらい苦しいんですよ。けれども、元金はこうやって返していますと。そういうものを、やっぱり、懇談会等いろいろな機会を見ながら町民に訴えていく必要があると思うんです。それが公開、住民に対する説明として、本当はやっていただきたいですが、この辺、ちょっとお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この辺については、やはり、まずもって、議会の皆さんの理解と協力なくしてはでき得ない。そういう方向で今後とも、やはり、今言われました財政調整基金あるいは庁舎建設基金、いろいろ合わせますとそれなりの基金残高があるわけでございます。それらの内容を十分踏まえまして、できれば平成25年度中に補正予算の中で対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 最後ですけども、さきに、前に戻りますけれども、保育所の建設については、よく地域の方々、保護者の方々、そういう意見を十分反映させるような整備をお願いしたいと思います。特に、要望じゃなく、聞くということをひとつやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うことといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時22分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 佐藤アヤ

署名議員 鞠子幸則